

2023年版

各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

－北米編－

(2022年11月～2023年2月実施)

2023年10月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局： 日本機械輸出組合

目 次

3 . 北米地域

| | |
|--------------|----|
| * カナダ | 1 |
| * 米国 | 5 |
| * メキシコ | 32 |

(注) *印は、APEC 諸国・地域

カナダにおける問題点と要望

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|---------------|-------|-----|----------------|---|---|----------------|
| 9 | 輸出入規制・関税・通関規制 | 自動部品 | (1) | 北米関税制度の高い原産率 | ・関税ゼロとできるUSMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)の原産率基準は高く、関税を考慮してもアジアからの輸入品の方が安価なため現地調達が増えず、また関税コストが北米企業の利益押し下げの一因となっている。 (変更) | ・原産率引下げによる北米経済の活性化。 | ・米国・メキシコ・カナダ協定 |
| | | 日鉄連 | (2) | アンチダンピング措置 | ・2020年3月13日、厚板に対し、1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 2022年9月8日、CITTがカナダ財務省の損害有無のレビュー要請に対して、損害の脅威が継続する旨、公示。 (変更) | ・措置撤廃。 | |
| | | 日鉄連 | | アンチダンピング措置 | ・2016年10月20日、大径溶接ラインパイプアンチダンピング調査(AD)において、カナダ国際貿易裁定委員会(CITT)が損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。 2021年9月27日、1度目のサンセット見直し調査を開始。 2022年2月4日、CBSAが措置延長の最終決定。 2022年8月3日、CITTが措置延長の最終決定。 (変更) | ・措置撤廃。 | |
| | | 日鉄連 | | アンチダンピング措置 | ・2017年5月3日、鉄筋用棒鋼アンチダンピング調査(AD)において、CITTが損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。 2022年3月29日、1度目のサンセット見直し調査を開始。 2022年8月26日、CBSAが措置延長の最終決定。 (変更) | ・措置撤廃。 | |
| 13 | 金融 | 日機輸 | (1) | 個人宛小切手の入金処理の困難 | ・例えば米国の税務当局が、過去米国にて就労し個人所得税を納付しており、当人の日本帰国後に一部所得税の還付があった場合には、個人名宛で小切手が発行される。 ただし、日本では小切手を受け入れる銀行は極限られており(SMBC信託銀行など)、受け入れられたとしても手数料が非常に高くつく。北米(米、カナダ)の会社等において代理入金という手段をとることは、数年前まではできたようだが、ここ1,2年では銀行のセキュリティ強化のためそれも難しい状況となっている。 (※ネット記事からの情報でしかないが、個人宛小切手が北米から送付された場合、入金処理ができずあきらめるケースも少なくないよう。) | ・不正防止の観点(Wire送金でも不正は防ぎきれないのが実態ではあるが)、効率の観点などから、小切手の文化をなくしていく動きはないものでしょうか。 | |
| 14 | 税制 | 日機輸 | (1) | 連結納税制度の未導入 | ・連結納税制度もしくはグループ納税制度(企業グループ法人間での損益通算による法人税申告)は、米国、英国、EU諸国、オーストラリア、シンガポール、日本等の先進諸国の多くにおいて導入しているが、カナダでは導入しておらず、個々の法人が納税主体となる。 | ・多様な企業形態のある状況下、連結納税/グループ納税が認められないのはビジネスの展開にも影響しかねず、導入(選択可)されることが望ましいと考える。 | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|----------|----------------|-----|---------------------|---|---|--|
| 14 | | 日機輸 日機輸 | (2) | 借入保証料・配当に対する源泉税徴収 | <p>・現在のカナダ税制においては、親会社に対し借入保証料の支払を行う場合、カナダにおいて源泉税10%が課される。米国では日米租税条約により、支払側国において保証料に対し源泉税を課さない旨合意されている。カナダにおいては、日加租税条約には明記がなく、カナダ税制において保証料に関する規定(国外関係者への保証料支払いには源泉税を課す旨)がなされている。</p> <p>・現在カナダ税制においては、25%以上持分の親会社に対する配当の源泉税は日加租税条約で軽減されてはいるものの5%がかかる。一方米国では日米租税条約により50%以上かつ6ヶ月以上保有持分の親会社に対する配当の源泉税は免除されている。</p> | <p>・国が異なるとはいえ、諸点で北米(米、加)としてとらえられることの多い状況下、本件税制について、日加租税条約において源泉税納付の対象外とする動きがあってもよいのではないかと思う。</p> <p>・国をまたいだ投資を促進するためにも、親会社配当にかかる源泉税はなくなっていくことが妥当と考える。</p> | <p>・カナダ税法212(1)(b)</p> <p>・日加租税条約第11条</p> <p>・日米租税条約第21条(2004年改正、その他所得に保証料が含まれる、その他所得は受益者国のみで課税)</p> <p>・日加租税条約第10条</p> <p>・日米租税条約第10条(2019年改正)</p> |
| 16 | 雇用 | 日商 | (1) | 就労ビザ取得・更新申請手続の煩雑・遅延 | <p>・駐在員のビザ取得手続に時間がかかり、赴任者・帰任者間での業務引継ぎや、現地での生活立ち上げタイミングを計るのが困難。駐在員のビザ更新手続について、申請後の待機期間が5-6か月程度である。その間カナダ国外に出ると、別の申請書を作成しなければならず、一時帰国や緊急帰国に支障が出る可能性がある。</p> | <p>・就労ビザ取得・更新に要する時間を短縮して欲しい。</p> | <p>・査証制度の運用</p> |
| 17 | 知的財産制度運用 | 日機輸 | (1) | 商標出願審査の遅延 | <p>・米国、日本、韓国、中国、欧州において商標出願から登録までの所要期間が約5~17ヶ月であるのに対して、カナダでは約38ヶ月となっており、審査期間が長すぎる。</p> | <p>・審査期間の短縮化を要望する。</p> | <p>・商標法など</p> |
| | | 製薬協 | (2) | 医薬品特許の行使機会の制限 | <p>・カナダでは、2017年9月の規則改正により、新薬の販売承認保持者とジェネリック申請者との間の訴訟手続が大きく変わった。とりわけ、Health CanadaのPatent Registerに掲載した特許の内、ジェネリック申請者から通知受領後、所定期間に開始する訴訟の対象としなかった特許については、原則として(新薬の販売承認保持者又は特許権者が提訴の合理的な根拠を持っていなかった場合を除き)、後日に特許権者が特許侵害訴訟を提起できなくなるが(estoppel)、これは特許権の正当な行使の機会を制限するものである。 (継続)</p> | <p>・estoppel条項を削除して、特許権の正当な行使の機会を保証して頂きたい。</p> | <p>・the Patented Medicines (Notice of Compliance) Regulations, Subsection 6.01</p> |
| | | 製薬協 | (3) | 特許医薬品の価格抑制 | <p>・2019年8月21日に公示された特許医薬品価格設定に対する抑制効果の強化を目的とした改正特許医薬品規制(Patented Medicines Regulations)の最終規則では、リベート後の価格の報告が義務付けられるという条項が含まれていたが、連邦裁判所およびケベック州高等裁判所より無効であるという判断が下されたため、修正が行われ、2022年7月1日に施行された。それに伴い、PMPRBガイドライン案も修正が行われ、2022年12月5日まで各ステークホルダーからのコメントを受け付けられた(今後の予定は未公表)。 これらの規則改正は、従来規則よりも薬価の低い国を参照国としたり、薬価算定の指標を追加する等、依然、特許医薬品の価格を過度に低く抑制しかねない変更である。結果的に特許医薬品のカナダ国内での承認、アクセスを遅延、阻害され、日本企業の事業機会も阻害されることが懸念される。</p> | <p>・特許医薬品の価格を過度に抑制する条項の削除を求めたい。</p> | <p>・2019年8月21日公示、改正特許医薬品規制(Patented Medicines Regulations)</p> <p>・Draft Guidelines 2022 https://www.canada.ca/en/patented-medicine-prices-review/services/consultations/2022-proposed-updates-guidelines.html</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----------------|------------|-----|---------------|---|---|---|
| 17 | | | | | また、日本を含む他国の医薬品価格、技術革新にも悪影響を及ぼし得る変更である。 (変更) | | |
| 19 | 工業規格、基準安全認証 | 医機連 医機連 | (1) | 規格への対応の複雑化 | ・地域、国によって異なった様々な規格が増えてきている上に複雑化しており、小さい企業では対応しきれなくなっている。 ・規格の増加と複雑化に伴い、販売先の企業より、自社製品の対応だけで手一杯であり、弊社製造製品の法規制管理まで出来ないとのことで、販売を打ち切られたものも出てきている。 | ・世界的な規格、法規制の統一化。 ・世界的な規格、法規制の統一化。 | ・MDR等 |
| 23 | 諸制度・慣行・非能率な行政手続 | 日商 | (1) | 許認可申請手続の複雑・遅延 | ・環境許認可に関して、州及び連邦政府並びにファーストネーションへの対応が求められ、複雑かつ時間を要する。 | ・認可許可手続きの迅速化。 | |
| 24 | 法制度の未整備、突然の変更 | 日機輸 | (1) | 連邦法と州法の不一致 | ・連邦法と州法、また米国連邦法に準拠している場合でも、例えば表示の要求など詳細が異なる場合があり、それぞれに対応するために、各々の法文を読み込んで、詳細要求を理解した上で対応する必要があるため、時間やコストが無駄に発生する。 (継続) | ・完全統一規制にして頂きたい。 | ・Energy Efficiency Regulation (Federal Regulations issued by Natural Resources Canada (NRCan)) ・ENERGY AND WATER EFFICIENCY - APPLIANCES AND PRODUCTS (Ontario) ・Energy Efficiency Standards Regulation (British Columbia) ・Regulation respecting the energy efficiency of electrical or hydrocarbon-fuelled appliances (Quebec) |
| | | 日機輸 | (2) | 非現実的な要求、貿易障壁 | ・Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2012の改正規則案が2022年5月に公布された。新たに追加されるデクロランプラス (DP: Dechlorane plus) とデカブプロモジフェニルエタン (DBDPE: decabromodiphenyl ethane) に関しては、特定部品とそれらを使用した製品、および交換部品に対して猶予期間が設定されるなど、産業界の意見が一定程度考慮された点は評価される。ただし、DBDPEについては未だ代替品も存在しないものが多く存在することから、特定の含有部品とそれらを使用した製品、および交換用部品については無期限の免除を設定しない場合、米国TSCA PBT規則のPIP (3:1)以上の混乱を招くことが想定される。 (内容、要望ともに変更) | ・規制化に当たっては、引き続き産業界とのコミュニケーションを良くとり、実現可能な規制化を行って頂きたい。 ・特に新たに追加するDPおよびDBDPEのうち、特にDBDPEについては、代替品も存在しないものが多く存在することから、特定の含有部品とそれらを使用した製品、および交換用部品については無期限の免除を設定するなど、適切な規制化を行って頂きたい。 | ・Canada Gazette, Part 1, Volume 156, Number 20: Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations, 2022 |
| 26 | その他 | 日商 | (1) | 産業インフラの未整備 | ・交通、電気、鉱山設備の建設、物資の供給等に係るインフラ未整備から、鉱山投資及び鉱山プロジェクト参入ハードルが高い。 | ・政府による積極的な投資政策を望む。 | |

※経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|----|-------|-----|---------------------|--|---|--|
| 26 | | 日機輸 | | | <p>・アルバータ州に豊富に存在する天然ガスを利用したクリーンエネルギーであるアンモニアや水素は、今後カナダの西海岸を通して日本に輸出され、日本のクリーンエネルギーの安定確保に寄与できる可能性があると思われるが、そのための鉄道、パイプラインなどのインフラ整備が整っていない。</p> | <p>・日本政府においても当地のインフラ整備を援助するなどの形で、クリーンエネルギーの日本への輸出促進への助力をお願いしたい。</p> | |
| | | 日商 | (2) | 鉄道会社の寡占による運輸サービスの不足 | <p>・カナダの森林産業(製材・パルプ製造)各社は、製品の出荷には鉄道を利用するのが最も効率的であるが、鉄道会社が十分なサービスを提供しない為、製品出荷の一部でコスト競争力の低いトラック輸送を利用せざるを得なくなっている。</p> <p>2021年以降に発生した世界的な物流停滞の影響を強く受け、当社が依存している鉄道会社(CN鉄道)のサービスが著しく悪化し、トラックによる代替輸送もままならず製品の保管場所が確保できなかった為に2022年の第1～第2四半期にかけて生産量を落とさざるをえず、大きな経済的な損失を被った。</p> <p>2022年8月にCN鉄道のサービス改善要求とサービス低下によって当社が被った経済損失の補填請求を目的としてCTA(カナダ運輸局)に対して陳情書を提出し受理された。当社に先駆け陳情書を提出した同業他社の件につきCNに対して業務改善命令が出されたことを確認した。鉄道輸送サービスに関しカナダ政府が行政指導に動き出したことは大きな変化である。</p> <p>現在、サービス内容は改善し、生産活動に支障は出ていないが、当社の貨車の要求量に対して100%供給されている状況ではなく、さらなる改善が求められる状況である。</p> <p>鉄道輸送に関わる問題点、解決して欲しい課題は以下の通り。</p> <p>①カナダの鉄道会社はCN鉄道とCP鉄道の2社に限られ寡占状態にあり、競争が無い為に利用者側は交渉力が無く、鉄道会社側の効率のみを優先したサービスを受け入れざるを得ない状況にある。2社とも政府資本が入っておらず政府のコントロールが効いていない。</p> <p>②CN鉄道の場合、パンデミック後にレイオフを実施、その後、労働市場が強くなり未だにオペレーター等の人員が十分に確保できていないと聞く。加えて貨車への投資を十分に行っておらず絶対量として貨車が不足している。いずれも利益優先、ユーザーへのサービス軽視の姿勢が極めて強い。</p> <p>パルプ、製材などの森林産業はカナダ西部地区の基幹産業のひとつで重要な輸出産業でもある。CN鉄道に代表される鉄道サービスの低下は物流の停滞を招くだけでなく生産者にとり大きなコスト増加となり輸出競争力の低下に繋がる重要な課題であると認識している。業界団体(カナダ林産協会)が代弁者となりカナダ政府にサービス改善に向け政府の積極的な関与を促している。</p> | <p>・森林産業各社のコスト競争力強化のため、利用者側が求める十分な運輸サービスを、鉄道会社には提供して頂きたい。</p> | <p>・国家運輸法(Canada Transportation Act)</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

米国における問題点と要望

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|---|----------------|---|-----|------------------|--|--|--|
| 2 | 国産化要請・現地調達率と恩典 | 日鉄連 日鉄連 日鉄連 日鉄連 日機輸 | (1) | バイ・アメリカン方針の変更、拡張 | <p>・2019年1月31日、トランプ大統領が「Strengthening Buy-American Preference for Infrastructure Projects」という大統領令に署名。各連邦政府各機関に対し、インフラ事業に関する米国製品購入の最大化に向けた方策について大統領令署名から120日以内に大統領へ報告するよう求めている。また、各機関に対し、大統領令署名から90日以内にnew Federal financial assistance awards需給者に対して最大限の米国製品の利用を奨励するよう呼びかけている。</p> <p>・2019年7月15日、トランプ大統領が「Maximizing Use of American-Made Goods, Products, and Materials」という米国製の製品や材料を最大限に活用する大統領令に署名した。今回の大統領令では、連邦政府機関の調達規則を監視・監督する連邦調達規則 (FAR) 審議会に対し、180日以内にバイ・アメリカン法の目的を最も効果的に達成するための方策を検討し、パブリックコメントを募集することを定めている。</p> <p>(継続)</p> <p>・2020年9月14日、連邦調達規則 (FAR) 審議会は、「Maximizing Use of American-Made Goods, Products, and Materials」のバイ・アメリカン法 (Buy American Act: BAA) 要件を実施するための規則案を公示。この規則が採択されれば、FARパート25が改正され、BAAの対象となる最終製品に占める国内部品の割合が大幅に増加することになる。</p> <p>・2021年1月、バイデン大統領が政府調達規則の厳格化と、ホワイトハウスに高官ポストを新設し、規則順守に関する監視を強めるとする大統領令に署名。バイ・アメリカン政策強化のために、ホワイトハウス内の行政管理予算局 (OMB) に、政府横断でバイ・アメリカン政策の実施を監督する部署と高官ポストを新設するとした。政府調達規則については、以下の二点が変わられる。</p> <p>①例外適用の厳格化:各政府機関の判断に委ねていたのを、OMBの新設ポストに一元化する。例外適用を求める政府機関は事前に、OMBへ申請し承認を得なければならない。申請内容も公開される。</p> <p>②政府機関が調達する製品における国内調達比率の引き上げ:1933年バイ・アメリカン法を根拠とする連邦調達規則 (FAR) 25条「製品価格のうち50%を超える部分が米国で製造されている」ことが要求されていたが、その比率を引き上げる。</p> <p>(継続)</p> <p>・いくつかの州が新しいBuy American規則を提案。米国製の最低50%を変動させることが多い。バイデン政権は、一部の当社ビジネスユニットが米国政府またはその助成金受領者に販売することをより困難にする規則の変更を要求する大統領令を発表。</p> <p>(継続)</p> | <p>・WTO政府調達協定に整合的な運用。</p> <p>・WTO政府調達協定に整合的な運用。</p> <p>・個々の州の規則を把握。特定の定義を明確にする。どのビジネスコンポーネントが、新たに提案されたルールによって最も影響を受けるかを理解する。</p> | <p>・Individual States</p> <p>・Congressional Statements</p> <p>・White House</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----|---------------|-------|-----|--|---|--|--|
| 2 | | 製薬協 | | | <p>・2021年1月25日、バイデン大統領が、“MADE IN AMERICA EXECUTIVE ORDER”に署名した。従来のBuy American規則よりも、米国製認定の基準を強化、海外企業からの政府調達waiver発行もより厳しく制限される。</p> <p>医薬品に関してはトランプ前政権においても2020年8月6日に、必須医薬品等の米国での製造を確保する大統領令が発表されている。</p> <p>現在までに大きな混乱は認めていないが、今後も経済安全保障対策の一環として、医薬品確保に向け米国の過剰な外国製品排除が行われれば、医薬品およびその原材料のグローバルサプライチェーンの混乱が懸念される。</p> <p>(継続)</p> | <p>・過剰な国内製品優先調達の推進を防止して頂きたい。</p> | <p>・2020年8月6日署名 Executive Orders on “Ensuring Essential Medicines, Medical Countermeasures, and Critical Inputs Are Made in the U.S.”</p> <p>・2021年1月25日発表 “MADE IN AMERICA EXECUTIVE ORDER”</p> |
| | | 日商 | (2) | バイ・アメリカン政策強化 | <p>・段階的に全てのインフラ計画に使われる鉄鋼、工業製品、建材が米国で生産されていない限り、インフラ向けの連邦資金援助計画の資金を拠出しないことが明記されており、米国でのインフラ建設・再建にあたり最も優れた技術が採用される機会を制限してしまう事が懸念される。</p> | <p>・FTA加盟国への適用の撤廃・緩和。</p> <p>・同盟国のサプライチェーンへの優遇措置の検討。</p> | <p>・インフラ投資雇用法に基づくバイ・アメリカン政策強化</p> |
| 9 | 輸出入規制・関税・通関規制 | 時計協 | (1) | 高輸入関税 | <p>・【○】</p> <p>米国の時計の関税は、複雑な関税体系と定額税・従価税の併用により、平均関税を算定することは極めて困難であるが、日本時計協会の推定では約5%である。</p> <p>一方日本の時計輸入関税は1983年よりゼロである。</p> <p>(継続)</p> | <p>・輸入関税の早期撤廃を要望する。</p> | <p>・1930年関税法</p> <p>・米国統一関税率表</p> |
| | | 日機輸 | (2) | タイヤに係る過重の関税 | <p>・タイヤで4%の関税がかかっており、その削減・撤廃により当社取扱商品の価格競争力向上を実現したい。</p> <p>上記に加えて、タイ産、韓国産、台湾産タイヤに対しアンチダンピング関税、ベトナム産タイヤに対し相殺関税が、夫々仮決定で課されている。</p> | <p>・タイヤに係る関税の削減・撤廃。</p> | |
| | | 時計協 | (3) | 輸入関税算定方法の複雑性 | <p>・【○】</p> <p>輸入関税算定方法の複雑性：</p> <p>ー時計に関し、関税率はムーブメント、ケース、バンドと部品毎に設定されている。ムーブメントの関税は定額、その他の部品の関税は定率となっている。</p> <p>ー時計に関し、1999年3月に発表されたITCの関税簡素化のための報告書には、依然として6桁分類に統一されておらず、8桁分類に依存し、サイズ分類、価格分類が残存しており、また、ムーブメントに対する定額税の問題は、簡素化されていない。</p> <p>(継続)</p> <p>・【○】</p> <p>輸入関税算定方法の複雑性の結果、Statistical Notesとして完成品腕時計であればムーブメント、ケース、バンド/ストラップ/プレスレット、電池毎に8桁のHSコードにさらに2桁の統計用枝番(Suffix)をつけ、関税計算用に価格を分解表示することが求められている。また統計目的としてそれぞれ</p> | <p>・完成品に定率の関税に課する方式に簡略化することを要望する。</p> | <p>・1930年関税法</p> <p>・米国統一関税率表</p> |
| 時計協 | | | | <p>・通関申告の書式を他のWTO加盟国に合わせると同時に、Additional U.S. NotesのStatistical Notesを廃止し、削除して欲しい。</p> | <p>・Harmonized Tariff Schedule of the United States, CHAPTER 91, CLOCKS AND</p> | | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----|-------|---------------------|--|---|--|---|
| 9 | 時計協 | | | <p>れの数量を申告するように義務づけられている。 これにより米国の通関統計は6桁で集計すると数量が時計完成品の総数より大きく増え、正確な完成品個数を把握するには加工が必要になる。 しかし、完成品時計によっては複数のムーブメントを使用する物や、複数のケースを使用するもの、交換用バンドを同梱する物等があるため、統計上正確な完成品個数が取れず、統計的には障害となる。 (継続)</p> <p>(対応) 日本政府は、2002年～2005年、日米規制改革イニシアチブにおいて、時計についてHS6桁ベースで分類し、当部品毎の関税額を合計して関税額を設定する方式に改め、完成品に対して一律の関税率を規定することを米国政府に要請した。また、2005年12月、日米貿易フォーラムにおいても要請を行った。これ等に対し、2004年6月日米規制改革イニシアチブ報告書で、本件について米国政府の問題認識が確認され、議論を継続する旨、明記された。一方、2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。 その後、2009年10月に行われた日米貿易フォーラム、また、2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOにおけるTPR対米審査においても、日本政府は改善を求めたが、未だ改善が見られない状況である。</p> | | <p>WATCHES AND PARTS THEREOF ・Additional U.S. Notes 4. Special Marking Requirements</p> |
| | 日機輸 | (4) | 原産地表示規則の厳格・煩雑 | <p>・USMCA合意締結により、原産地規則厳格化。 (継続)</p> <p>・【○】 原産地をムーブメント、ケース、バンド毎に表示することが義務づけられており、その表示方法も詳細に規定されており、時計製造業者等に製造管理上の過度な負担を強いるものである。 (継続)</p> <p>(対応)</p> | <p>・米州域内における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。 ・原産地表示は完成品のみに適用し、原産地表示方法は時計の製造者の判断に任せる。</p> | <p>・1930年関税法 ・米国統一関税率表</p> |
| | 時計協 | | | <p>(対応)</p> | | |
| | 時計協 | | | <p>・「米国ITCの関税率表の簡素化(案)」に関する日本政府のコメント」を踏襲。時計に関する原産地表示を完成品とみなす。メーカーの裁量によって表示方法がおこなわれること。 ・2008年6月に実施されたWTOのTPR対米審査において、日本政府は改善を求めたが、「過度に複雑なものとなっているとの指摘には同意しない」旨回答があった。その後、日本政府は2010年9月30日、10月1日に実施されたWTOのTPR対米審査において時計の原産地表示規則の簡素化につき改善を求めたが、未だ進展が見られない。 (改善) ・原産地表示に変化なし。 ーウォッチガイド(15 CFR Part245, Guide for the Watch Industry)が廃止され、ウォッチケースの金属組成内容を表示する必要がなくなった。 ー原産地表示は関税法に定められる表示方法に統一された。 ー輸入時計の原産地表示方法として、不滅インクの使用が正式に認められた。(HR, 435 Miscellaneous Trade and Technical Collection Act of 1999)</p> | | |
| | 時計協 | | | | | |
| 日機輸 | (5) | 日米貿易協定の関税引き下げ品目の不十分 | <p>・バイデン政権は、日米合意のための「フェーズ2」の作業を継続する計画はないことを明らかにした。しかし、米国と日本は、この地域のインド太平洋経済枠組(IPEF)でリードし始めている。この合意には関税引き下げは含まれない可能性が高いが、デジタル貿易、税関、貿易に対する非関税障壁に関する重要な文言が含まれる可能性がある。 (内容、要望ともに変更)</p> | <p>・日米両政府に対し、特にEVバッテリーとバッテリー部品の関税引き下げを相互に交渉するよう引き続き強く要望していく。</p> | <p>・USMCA ・White House ・USTR ・Congress</p> | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|---|----|----------------|-----|-----------------|---|---|---|
| 9 | | 日機輸 | (6) | 日米貿易協定の原産地基準の煩雑 | <p>・原産地基準がHSコード(関税番号)変更基準のみの規則であるため、最終製品と構成部品が同じHSコードに該当している製品(例えば、交換レンズ(9002.11))の場合、基準を満たすのが容易ではない。</p> <p>また、輸入者自己証明であるため、輸入者から原産性確認のため、詳細な原産地判断資料を要求されることがある。</p> <p>(内容、要望ともに変更)</p> | <p>・今後の交渉時に、付加価値基準の選択できる原産地規則の追加と、輸入者自己証明に加えて輸出者自己証明を認めていただきたい。</p> | <p>・https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000527401.pdf</p> |
| | | 日機輸 日鉄連 | (7) | アンチダンピング措置 | <p>・現在、一部のサイズと用途を除き、日本製ラインパイプ用大径溶接鋼管(30.8%)、及び日本製一般配管/圧力配管用並びにラインパイプ用継目無鋼管(Large Diameter 107.8%、Small Diameter 106.07%)に対しアンチダンピング税が課されている。</p> <p>継目無ラインパイプ鋼管、大径溶接ラインパイプ鋼管については、それぞれ2017年、2019年にSunset Reviewが実施されるも、アンチダンピング税の継続が決定している。</p> <p>この為、当社で取引ができない他、競争制限により、米国企業にとっても国際市場価格よりも高い、或いは、品質的に劣る他国製品を購入せざるを得ない状況が継続・発生しており、米国パイプラインの安全性への影響も懸念される。</p> <p>・(先頭の日付は措置実施決定日、()は直近の措置延長決定日。)</p> <p>・2014年5月2日、ニッケルメッキ鋼板(2019年10月9日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・2014年11月6日、無方向性電磁鋼板(2020年11月18日)。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。</p> <p>・2016年6月22日、冷延鋼板に対するアンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。</p> <p>－2022年7月20日、ITCが日本に対するアンチダンピング措置延長調査でクロの最終決定。</p> <p>・2016年9月12日、熱延鋼板アンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。</p> <p>－2021年11月17日、米Steel Dynamicsがアンチダンピング調査対象である熱延鋼板がベトナムで表面処理鋼板として加工(微少変更)され輸入されているとして反迂回調査をDOCに要請。</p> <p>－2021年12月20日、DOCがSteel Dynamicsの要請に対して調査を行わない旨公示。</p> <p>－2022年10月21日、ITCが日本に対するアンチダンピング措置延長調査でクロの最終決定。</p> <p>・2017年5月5日、厚板に対するアンチダンピング調査(AD)において、ITCが損害ありとする最終決定を下し、AD税の賦課措置が決定。</p> <p>－2023年1月10日、ITCが日本に対するアンチダンピング措置延長調査でクロの最終決定。</p> <p>・2017年6月16日、鉄筋用棒鋼に対するアンチダンピング調査(AD)にお</p> | <p>・アンチダンピング税の撤廃。</p> <p>・措置撤廃。</p> | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----|-------|-----------|--|---|--|--|
| 9 | | | | いて、ITCが損害ありとする最終決定を下し、アンチダンピング税の賦課措置が決定。1度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 (2023年1月13日) (変更) | | |
| | 日鉄連 | (8) | アンチダンピング税が長期継続するサンセットレビュー | <ul style="list-style-type: none"> 現在、アンチダンピング措置が実施されている日本製の鉄鋼製品は以下の通り。 ※先頭の日付は措置実施決定日、0は直近の措置延長決定日。 －1996年7月2日、クラッド鋼板(2018年12月6日)。4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 －1998年9月15日、ステンレス線材(2016年8月15日)。3度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定(2016年7月8日)。4度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定(2022年1月28日)。 －1999年7月27日、ステンレス鋼板、4度目のサンセット見直し調査開始(2022年9月1日)。 －2000年6月26日、大径継目無鋼管、4度目のサンセット見直し調査の結果、DOCがクロの最終決定(2022年12月28日)。 ・2000年6月26日、小径継目無鋼管、4度目のサンセット見直し調査の結果、DOCがクロの最終決定(2023年1月23日)。 －2000年8月28日、ブリキ及びティンフリー・スチール(2018年5月31日)。3度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 －2001年12月6日、大径溶接ラインパイプ(2019年9月13日)。3度目のサンセット見直し調査の結果、クロの最終決定。 <p>措置が撤廃されるためにはサンセット見直し調査において、米国の国内産業が関心を表明しない、または被提訴企業がサンセット見直し調査に参加し、ITC投票でシロを勝ち取るしか手段がない。</p> <p>米国のサンセットレビュー手続きの実態は、関連法規ならびに内規、運用等において、ダンピング防止措置を「原則継続、例外撤廃」というものであり、5年を過ぎてもアンチダンピング課税措置が失効せず、長期間継続課税されているのが現状である。</p> (変更) | <ul style="list-style-type: none"> 「原則5年撤廃・例外継続」を基本とするWTO AD協定の原則に従った運用の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> WTO AD協定(第11.3条) |
| | 日鉄連 | (9) | バード修正条項 | <ul style="list-style-type: none"> 2000年10月、アンチダンピング税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、ダンピングまたは補助金提訴を支持した国内業者等に対して分配することを義務づける米国国内法。 2003年にWTO協定違反が確定し、2006年に同条項が廃止されたが、経過措置規定により、2007年10月1日以前に通関された製品の輸入から徴収した税については、現在でも分配が続いている。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> WTO協定の遵守(徴収したアンチダンピング税及び相殺関税の分配停止)。 | |
| 日機輪 | (10) | 特惠関税制度の終了 | <ul style="list-style-type: none"> 2020年12月にプログラムが終了した後、議会は現在GSPを検討中。 当社ロジスティクスによると、インド、タイ、インドネシアからいくつかの影響を受けた製品あり。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 同じ工場の同じ製品を低関税率で利用できるように、新しい制限を制限してGSPを復活させるよう求める。 | <ul style="list-style-type: none"> Congress USTR Commerce | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|---|-----|-------|-----------------------|--|---|--|---|
| 9 | | 自動部品 | | | <ul style="list-style-type: none"> •MTB (Miscellaneous Tariff Bill)、GSP (Generalized System of Preference) が2020年12月失効期限となり、今まで減税となっていた恩恵が受けられなくなった。現在これらの恩恵がUSICA (United States Innovation and Competition Act) Billの一部として提案されているため、法案が可決されるよう政府関係者との協議を続けている。 | <ul style="list-style-type: none"> •MTB、GSPを含めたUSICA Billの早急な可決と施行。 | <ul style="list-style-type: none"> •USICA Bill |
| | | 日機輸 | | | <ul style="list-style-type: none"> (継続) •一般特惠関税制度 (GSP) が2020年末で失効。 | <ul style="list-style-type: none"> •GSP連合は、貿易においてGSPの更新をのぞむ声を提唱している。上院を通過するかどうかが進捗待ち。 | |
| | | 日鉄連 | (11) | 輸入モニタリング制度登録項目へ「製鋼国」の登録追加 | <ul style="list-style-type: none"> •2020年3月30日、米国商務省 (DOC) が鉄鋼輸入モニタリング (SIMA) 制度の修正案を官報公示した。 2020年9月11日、米国商務省 (DOC) がSIMA制度修正の最終決定を官報公示。修正点は以下の通り。 ①輸入鉄鋼製品の製造に使用される鉄がどの国で製鋼 (melted and poured) されたのか特定することを申請者に新たに求める。 ②232条措置対象品種を網羅するよう、SIMAの対象品種を拡大する。 ③SIMA制度を無期限で延長する。 ④低額ライセンスの付与を\$250から\$5,000に拡大。低額ライセンスの使用により、一回の申請で複数回の輸入に対応可能となる。 ①の「製鋼国の追記」について、通関時にミルシートに製鋼国の記載がないと止められる懸念があったものの、現在メーカー各社が必要に応じてサイドレターで対応しており、支障等は生じていない。 ただし、本来SIMA制度と税関の申告は別個の制度である。今回の改正はSIMAの改正であり、本来税関への申告事項に関しては従来通り製鋼場所の記入を要求されないため、今後の対応については要検討。 | <ul style="list-style-type: none"> •規則の明確化。 •通関時書類提出の求め取り下げ。 | <ul style="list-style-type: none"> •Sections 201 and 203 of the 1974 Trade Act, as amended (19 U.S.C. 2251 and 2253), Presidential Proclamation 7529 |
| | 日鉄連 | (12) | 鉄鋼製品輸入に対する通商拡大法232条調査 | <ul style="list-style-type: none"> •2017年4月19日、鉄鋼輸入が米国の安全保障に及ぼす影響について、1962年通商拡大法232条に基づき、商務省が職権で調査を開始。 輸入が国家の安全保障を脅かすと商務長官が認定した場合、大統領は90日以内に商務長官の認定に同意するか否か、輸入の調整を行うか否かを決定する。大統領の決定については、決定日から30日以内に理由を付した報告書を議会に提出する。 大統領が輸入の調整を行うと決定した場合、決定日から15日以内に輸入の調整を実施する。 •2018年3月23日、輸入調整措置開始。 •2021年10月31日、米国がEUからの鉄鋼輸入に対して関税割当 (TRQ) を導入し、EUは米国に対する報復措置を停止することで合意。また、双方が申し立てたWTO紛争解決手続きを停止することも合意。 •2022年1月1日、EUから輸入される鉄鋼製品に対して年間330万トンの関税割当 (TRQ) の運用を開始。適用期間は2023年12月31日までの2年間。 | | | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----|---|------|-------------------------------|---|--|---|
| 9 | 日鉄連 | | | <ul style="list-style-type: none"> 2022年4月1日、日本から輸入される鉄鋼製品に対して年間125万トンの関税割当(TRQ)の運用を開始予定。 (変更) 2022年12月9日、通商拡大法232条措置がGATT/WTO協定と不整合であるとする中国、トルコ、ノルウェー、スイスによる提訴について、WTOパネルが米国に対して措置是正を勧告するパネル報告書を公表。 USTRは同日、パネル判断に対して、WTOは、WTO加盟国の幅広い安全保障上の脅威に対抗するための能力を根拠なしに批判する権限はない、米国が自国の重要な安全保障に関する意思決定をWTOパネルに委ねることはない、この紛争手続きの結果として232条措置関税を撤廃するつもりはない旨、声明を発表。 2023年1月30日、米国がWTODSBに対してパネル判断に不服として上級委員会に上訴(ただし、上級委員会の機能停止下にあるため、空上訴状態となる見込み)。 | | <ul style="list-style-type: none"> DS544 DS552 DS564 DS556 |
| | 日機輸 | (13) | 鉄鋼・アルミ製品輸入に対する通商拡大法232条に基づく課税 | <ul style="list-style-type: none"> 232条によって鉄鋼25%、アルミニウム10%の追加関税が課されている。 (変更) 米国政府は、特定の鉄鋼およびアルミニウム製品の生産に対する国内の自治権の欠如によって米国の国家安全保障が脅かされていたという議論の下、いくつかの種類の輸入された鉄鋼及びアルミニウムに関税を制定。 2020年1月、政権は鉄鋼とアルミニウムの関税に追加される新しいHTSコードを発表。 バイデン政権の下で新たな追加は期待されていないが、関税が無期限に続くことが予想されている。米国は現在、日本およびEUとの間で関税割当(TRQ)の暫定協定を結んでいる。ただし、日本との協定は、EU協定と比較すると標準以下であり、また、高炉で製造された鉄鋼に対する新たな関税も予想されている。 (変更) | <ul style="list-style-type: none"> 再度更新された232条について、日本が恒久的な鉄鋼・アルミニウムの除外国になるよう米国議会、USTRへ働き掛け。 保護貿易につながる追加関税の賦課は是正していただきたい。 232条については引き続き、完全解決を求め交渉いただきたい。 301条については日本企業への影響を抑えるべく、調整・交渉をお願いしたい。(制度の終了もしくは、対象品目の絞り込み) | <ul style="list-style-type: none"> White House Department of Commerce Congressional Statements 1962年米国通商拡大法232条 |
| | 日機輸 | | | <ul style="list-style-type: none"> 特定の鉄鋼製品およびアルミ製品を米国に輸入する際、各々25%と10%の追加関税が賦課される。適用除外が認められている国を除く国(日本含む)が課税対象国である。WTO裁定によって、米国政府へ是正勧告があったものの、米国政府はその勧告に従う予定はない。 (内容、要望ともに変更) | | |
| 日機輸 | <ul style="list-style-type: none"> 通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ製品や通商法301条に基づく中国産品への追加関税賦課により、事業競争力が低下、米国現地法人の収益へ影響。 301条についてはサプライチェーン見直し(仕入先を中国以外の仕入先へ変更)等の対策は工数および調達コストも割増となり容易ではない。 232条の日本製鉄鋼製品に対してはTRQが導入されたが、四半期ごとの枠の利用状況を常に注視していく必要有り。 (内容、要望ともに変更) | | | | | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 | |
|---|------|-------|-------|-----------------------|--|--|--|---|
| 9 | | 日機輸 | (14) | 通商法232条の関税免除認可の不透明・遅延 | <p>・2018年に発動した232条による25%のタリフの影響で日本材の競争力が著しく低下。また明らかに国内業者で製造できない品目であっても除外申請が認められない等、プロセスが不透明な部分がある。顧客側でも一定の不利益が認められる。</p> <p>2022年4月より一定数量まではタリフが賦課されないTRQ(Tariff Rate Quota)制が導入されたがTRQ対象数量枠が小さい。</p> <p>また、個別申請により232条タリフの除外が認められたItemに関しても、TRQ枠が余っている際に到着した場合、TRQ内数としてカウント(TQR枠を消費)されてしまう事態となっている。</p> <p>・当社のアメリカ工場がメキシコより輸入していた鉄鋼製品は2022年9月まで、一年間の期限付きで通商法232条の関税が免除されていた。更新の申請をしているが、未だ認可が下りないため、現在まで10万USDを超える追加関税を支払っている。(承認された場合、支払った関税を遡って返還請求する事は出来る。)</p> | <p>・日本製鋼管に対する232条に関する以下の改善。</p> <ul style="list-style-type: none"> ー包括除外対象品の導入・拡大 ーTRQ数量枠の拡大 ー個別除外承認品のTRQ枠への数量不算入 <p>・追加関税の緩和、撤廃。</p> <p>・認可期間の短縮化。</p> | ・通商法301条、232条 | |
| | | 自動部品 | | | | | | |
| | | | JEITA | (15) | 中国・EU産品への追加関税の賦課 | <p>・中国産品の追加関税によるコストの増加で、コストの得意先への転嫁交渉、Invoiceシステムの変更対応業務など、追加の工数がかかっている。加えて、関税を回避するため、顧客からの納入場所の変更(米国から米国外工場への直送)なども含めると、多大な労務がかかっている。</p> <p>(継続)</p> <p>・中国が米国の知的財産権を侵害しているとして、米国政府は、4度の追加関税賦課リストを発動し、特定の中国原産品を輸入する際、第一弾から第三弾までを対象に25%、および、第四弾(リストA)を対象に7.5%の追加関税を賦課している。</p> <p>(内容、要望ともに変更)</p> <p>・中国から米国への輸出品に対し高率の関税をかけられ、関税上昇分を自社で吸収しなくてはならないケースがある。</p> <p>(継続)</p> <p>・セクション201は、ソーラーパネルとセルに追加関税を課した(02-07-20から02-06-21、20%)。(セルは類似しているが、量的な割り当て制限がある)。</p> <p>(変更)</p> <p>・中国から米国への輸入品に対し高率の関税がかかっており、コストアップ分の費用負担協議を顧客・サプライヤーと行っているものの、自社で負担せざるを得ない状況もあり、業績の悪化要因になっている。(301条)</p> <p>中国からの輸出品・鉄製品等の関税上昇により、製品コストが上昇している。(232条)</p> <p>当社では232条に関する事案は現時点で大きな問題となっていないが、将来問題となる可能性は残る。中国からの輸入品に対する関税率が高く、当社の製品コストが増加しており、収益が悪化する可能性がある。</p> <p>(変更)</p> | <p>・追加関税の撤廃。</p> <p>・米国側で発動開始後のレビューを実施していることは認識しているが、保護貿易につながる追加関税の賦課は是正していただきたい。</p> <p>・日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。</p> <p>・追加関税の緩和、撤廃。</p> | <p>・1974年米国通商法301条</p> <p>・通商法301条</p> <p>・通商法301条、232条</p> |
| | | 日機輸 | | | | | | |
| | 日機輸 | | | | | | | |
| | 自動部品 | | | | | | | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|--|----|-----|--|--|--|
| 9 | 日機輸 日機輸 JEITA 日商 時計協 | | | <p>・第301条は、中国からの特定の商品、10%または25%、およびEUからの特定の商品(25%)に追加関税を課している。 (継続)</p> <p>・USTRは、中国製品の4つの個別の関税/関税リストを発表。リスト1は340億ドルの輸入品(25%)、リスト2は160億ドルの輸入品(25%)、リスト3は2,000億ドルの商品(現在は15%)、リスト4は1,200億ドルの商品をカバー。(現在7.5%)。リスト1、2、および3の除外リクエストが許可され、いくつかは提出。中国とのフェーズ1の交渉における中国のコミットメントが出るまで、さらなる関税は保留。バイデン政権は、これらの方針を変更するつもりはないが、COVID-19に関連する個人用防護器具の限定的な除外のみを許可していることを表明している。最近では、USTRはプログラムの必須の4年間の見直しの一環として、最終的な除外要求をリクエストした。あまり緩和は期待されず、関税の無期限の期間についても悲観的な見通しである。 (変更)</p> <p>・日系企業である弊社の中国製の部品に対して、米国輸入時に通常の輸入関税以外に、最大 25% の追加関税が課せられている。例えば、中国製フェライト磁石(8505.19)に対して、通常の4.9%に加え25%の報復関税が課されている。弊社の米国顧客に対しては中国製から日本製へ切り替えを行うなど対応をしているがコスト圧迫要因となっている。また、これまでに適用除外が認められても、除外期間は限られており、その復活の検討は一部に限定されている。2021年10月、米国USTRは、適用除外再開549品目を選定して、その中から適用除外再開の検討を開始したが、弊社の追加課税対象品目は入っていない。新型コロナウイルス感染拡大下でサプライチェーンが混乱する中、代替調達先が限られる米国産業に影響が出ている。 (継続)</p> <p>・中国産の商品をアメリカに輸出した際にかかる高い税率が輸入者にとって負担となっている。それを小売価格に反映することは難しく、輸入者がカバーしている。</p> <p>・米国法上では時計の原産国=Movementの原産国とみなされるが(時計の組み立てがどこで行われているかにかかわらず)米国税関(CBP)は中国原産のバンドやストラップに1974年通商法第301条関税を適用すると判断して今に至っている。この特別関税は追加関税であり、中国原産品にのみ適用されるがCBPはそれらが中国原産で、ムーブメントの原産国以外の国で時計のヘッドに取り付けられている場合、301条関税の対象となる別品目として扱われると裁定しており、バンドの価値のみではあるが追加関税が課せられるため、該当品の時計の輸入価格割高、対象品の識別・報告に要する煩雑な作業が生じている。</p> | <p>・ベトナムはまだ追加されていないが、引き続き注視しておく必要がある。</p> <p>・関税が軽減されるよう働きかけ。</p> <p>・中国製フェライト磁石(8505.19)を含め、新たに適用除外の申請の機会をいただきたい。</p> <p>・日系企業の中国製製品については報復関税の適用外としていただきたい。</p> <p>・関税率を他の国と同じにすることを希望する。</p> <p>・301条特別関税の本対象時計への適用排除。 ※国際貿易裁判所において、301条特別関税の撤廃を求める訴訟が継続中であるが、その判決結果や時期については不明である。</p> | <p>・White House ・USTR ・Congressional Statements</p> <p>・米通商法301条 ・追加関税第一弾の法令(参考) https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/FRN301.pdf</p> <p>・通商法第301条(The special tariff under section 301 of the Trade Act of 1974)</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----|---------------------|----------------------|---|---|--|---|
| 9 | 日機輸 日機輸 JEITA | | | <ul style="list-style-type: none"> 中国製輸入タイヤに対する追加関税。 在米子会社の仕入れコスト増加、売上減少につながる可能性あり。 第301条は、中国からの特定の商品、10%または25%、およびEUからの特定の商品(25%)に追加関税を課している。 中国生産拠点がある場合に、中国からの輸入品に対する関税が高く設定されてしまったため、生産拠点の見直しを行う必要があった。 | <ul style="list-style-type: none"> 通商法301条に基づく追加関税適用の撤廃。 政治的な問題であるのですが、公正な取引ができる環境整備をお願いしたい。 | |
| | 日機輸 | (16) | Supply Chain Securityにおける特定企業からの購入禁止 | <ul style="list-style-type: none"> 2018 NDAAのセクション889に基づき、連邦調達規制(FAR)評議会は、連邦助成金またはプロジェクトの受益者である企業が特定の企業、特にHuawei、ZTEなどの大規模な中国企業から製品を購入することを禁止する暫定最終規則を発表。また更に他の企業がリストに追加されるだろう。(変更) | <ul style="list-style-type: none"> 国家安全保障(経済安全保障ではなく)の問題を特に対象とした、より思慮深い行動を促すと同時に、これらの規制において規制遅延を求める。 | <ul style="list-style-type: none"> Congress USTR FAR Commerce |
| | 日機輸 | (17) | 米国国防権限法2019の制定による技術、投資規制 | <ul style="list-style-type: none"> 2018年8月に、米国国防権限法2019(輸出管理改革法(ECRA)等)が制定され、現在、商務省を中心に「エマージング技術」等の特定を進めているが、その技術について、安全保障上の「機微性」を広く解釈することにより、①新たな輸出管理規則(EAR)対象品目・技術の必要以上の増加や、②日系企業による米国投資に際しての対米外国投資委員会(CFIUS)の審査対象拡大や審査長期化などが想定される。技術や投資が過度に規制されることにより、技術開発や事業活動に負荷がかかること、ひいては企業競争力にも影響が及ぶことを懸念している。(継続) | <ul style="list-style-type: none"> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会へのリクエスト) 今後は、左記規制動向も含め、米国当局の動きに目を配っていただき、米国で事業を展開する日本企業に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> 国防権限法2019 |
| | JEITA | (18) | 輸出管理法令の厳格化・複雑化 | <ul style="list-style-type: none"> 米国商務省輸出管理改革法(ECRA)に基づく米国輸出管理規則(EAR)によるEntity Listの追加・改定が頻発し、その対応に労力がかかっている。ライセンスを取得してEntity List掲載の企業へ供給しているが数量上限や最終使用者/最終用途規制等が管理されている。ライセンス取得時及び取得済ライセンスの改定時の手続きが煩雑かつ時間がかかり、フレキシビリティに課題がある。(継続) | <ul style="list-style-type: none"> ライセンス取得時及び取得済ライセンスを改訂する場合の手続きの簡略化と期間の短縮化を希望する。 | <ul style="list-style-type: none"> 米国商務省 輸出管理改革法(ECRA)とその下位法令の米国輸出管理規則(EAR) |
| | 医機連 | | | <ul style="list-style-type: none"> 米国法による輸出規制による中国向け製品の管理が厳しくなっており、コンプライアンスを遵守するための運用が複雑化している。また、商流上、どのレベルまで出荷元が管理すべきかの基本ルールがない中で運用が困難を極める。(継続) | <ul style="list-style-type: none"> 輸出管理の運用面での基本ルール策定。 | <ul style="list-style-type: none"> 米国輸出管理規則 OFAC制裁 |
| 日機輸 | (19) | 輸出管理規則における拡大直接製品規制強化 | <ul style="list-style-type: none"> 2020年8月にEntity List掲載者向けの拡大直接製品規制が強化され、製造設備メーカーに問い合わせが来ているが、①問い合わせ元が規制内容を正しく解釈していないため、問い合わせ内容が適切でない。②製造設備メーカーでも規制内容を正しく解釈していないため、問い合わせに対する回答が適切でない。このことで、問い合わせ元への回答内容、製造設備メーカーへの問い合 | <ul style="list-style-type: none"> 複雑かつ不明確な規制(やその解釈)を明確にし、「製造設備メーカー」、「製造設備を使用して製品製造するメーカー」とで、其々確認すべき内容についても明確にしていきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> EAR | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-------------|------|-------------------|---|---|---|
| 9 | | | | わせ内容を理解いただくことに膨大な時間を要し、事業活動に負担がかかっていることを懸念している。 (継続) | | |
| | 日機輸 | (20) | 新興技術の輸出規制 | ・商務省は、「新興」および「基礎」技術の輸出が国家安全保障に与える影響について継続的に調査中。産業界は、輸出管理は非常に具体的であり、国家安全保障に「不可欠な」商品のみを対象とすることを求めている。バイデン政権が規制凍結の一環として、この分野でトランプ政権によって行われた行き過ぎの一部をロールバックする可能性もあるかもしれないが、公式な発表はない。 また、中国市場からの特定の半導体ファウンドリーおよび同様の処理装置の輸出も禁止している。 (内容、要望ともに変更) | ・議会および商務省と協力し、より確実に思慮深い決定を下してもらおうよう、また、当社製品への影響を可能な限り防止するよう努める。 | ・White House ・Department of Commerce ・Congressional Statements |
| | 日商 | (21) | 半導体関連の輸出規制 | ・対象装置を特定することなく、半導体製造装置や関連技術の対中輸出を事実上禁じる措置が導入された。 | ・安全保障上必要な措置はやむを得ないが、企業にとって予見可能性がある形で日米両政府や企業との対話をお願いしたい。(同盟国との連携を密にすべき) ・定義の明確化(対象となる装置が特定されるべき)。 ・同盟国の置かれた状況や環境への配慮。 ・半導体の輸出規制が日本の多くの企業の生産に影響を与える恐れがある。 | ・半導体関連の輸出管理規制強化 |
| | 自動部品 日機輸 | | | ・米国のバイデン大統領は、2022年10月に対中半導体輸出規制強化策を発表した。その後、米国は、日本とオランダにも同調するよう求めているが、2023年1月27日に日米蘭は半導体輸出規制に合意した。 2023年2月、日本政府は対中国を念頭に先端半導体技術の軍事転用を阻止するための輸出規制を実施する方針を固めたと発表。 ・2022年10月21日施工の半導体、スパコン関連に関する直接製品規制(特に脚注4付 Entity List掲載者向け直接製品新規制)に関し、日本で製造されている半導体の多くは米国製の製造装置/技術に基づき製造されているため、当該半導体が組み込まれた電気製品等(親製品)は本規制の対象となる。 上記Entity List掲載者への親製品の販売については、許可申請や違反時の罰則を受ける者は、親製品メーカーではなく半導体メーカーとなるが、半導体メーカー側では最終的な販売状況の把握/管理等は難しく対応が非常に困難である。 | ・親製品メーカーに対する一定の責任負担を検討頂きたい。 | ・外国為替及び外国貿易法 ・輸出貿易管理令 ・直接製品規制(FDPR) § 734.9 |
| | JEITA | (22) | 高エネルギー密度電池の役務輸出規制 | ・輸出管理規則(EAR)においてエネルギー密度が350Wh/kg以上の二次電池に対する役務輸出規制があり、中国子会社との情報共有が困難になる懸念がある。 (継続) | ・高エネルギー密度電池の役務の輸出に関して、日本企業の海外子会社への役務輸出の取扱い等、国として統一的な見解を望む。 | ・EAR, Category 3 https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|---|----|-------|------|-----------------------|---|--|---|
| 9 | | JEITA | (23) | 仕向地により異なる電池輸出手続の煩雑・困難 | <p>・弊社では香港から電池輸出を行っているが、輸出仕向地によって求められる書類等が異なり煩雑なため、統一して頂きたい(例:UNレポートのみ)。</p> <p>海上輸送の際に出航前事前に貨物や輸出者の情報を含む「10+2」と呼ばれる情報提示が必要。必要事項にB/L NOも含まれるが、昨今は船便の遅延・抜港等が相次ぎ、変更も多いため事前にB/L NOを連絡することが困難。</p> <p>(継続)</p> | <p>・BL No連絡のタイミングを出航確定後とするなど報告猶予の延長を望む。</p> | <p>・2001年同時多発テロを契機とした「10+2ルール」に基づく</p> |
| | | 日機輸 | (24) | 通商法201条の太陽電池関税の迂回措置 | <p>・米国商務省は、特定の輸入業者が、太陽電池の輸入に対する201条の太陽電池関税を「回避」したという調査結果を結論付けた。</p> <p>バイデン政権はまた、201条の太陽光発電の関税をトランプ政権と同じレベルと割合で再開したが、迂回措置の影響について2年間の延期を提供した。しかし、迂回措置を有効にするよう議会からかなりの圧力がかかっている。当社は未だその対象になっていない。</p> | <p>・議会と商務省に対し、当社のような非迂回輸入を残すよう要請する。</p> | <p>・USTR</p> <p>・White House</p> |
| | | 時計協 | (25) | 時計に関する特異な表示義務 | <p>・【○】</p> <p>Additional U.S. Notesの4. Special Marking Requirementsで求められている以下は米国特有の規則であり非関税貿易障害といえる。</p> <p>(a)腕時計のムーブメントの受け・上板に表示すべき事</p> <p>(i) 製造者の国名。</p> <p>(ii) 製造者または仕入れ業者の名前。(商標ではない)</p> <p>(iii) 機能する石の数を算用数字でなく英単語で表示。</p> <p>(b)クロックムーブメントの最も見やすい表面か裏面に表示すべき事</p> <p>(i) 製造者の国名。</p> <p>(ii) 製造者または仕入れ業者の名前。(商標ではない)</p> <p>(iii) もしあれば石の数。</p> <p>(c)腕時計のケース裏蓋の内面か外面に表示すべき事。</p> <p>(i) 製造者の国名。</p> <p>(ii) 製造者または仕入れ業者の名前。(商標ではない)</p> <p>(d)クロックケースの裏側外面の最も見やすい場所に製造者の国名を表示すべきこと。</p> <p>(継続)</p> | <p>・Additional U.S. Notesの4. Special Marking Requirementsを廃止し、削除して欲しい。</p> | <p>・Harmonized Tariff Schedule of the United States, CHAPTER 91, CLOCKS AND WATCHES AND PARTS THEREOF</p> <p>・Additional U.S. Notes 4. Special Marking Requirements</p> |
| | | 日機輸 | (26) | WTO上級委員会再編の不透明 | <p>・バイデン政権は、多国間及び多国間協定にさらに関与する旨のメッセージを出しているが、WTO上級委員会を改革することへの強い圧力は依然としてある。</p> <p>バイデン政権は、WTO でのトランプ政権の立場をすべて維持しながら、重要な作業部会や、電子商取引、環境物品、情報技術の作業部会などのプロジェクトから撤退している。</p> <p>国有企業や非市場経済活動で中国を罰するためのルール変更を除いて、米国が見返りに何を望んでいるのかは不明。</p> <p>(変更)</p> | <p>・米国議会と協力し、日本、EUは米国に適切な解決を求めてほしい。</p> | <p>・White House</p> <p>・Japan & EU governments</p> <p>・WTO statements</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|------|-------|------|--------------------------|---|---|--|
| 9 | | 日機輸 | (27) | USMCAの不透明 | <ul style="list-style-type: none"> USMCAは2021年7月1日に発効。ただし、実施とルール策定の両方がまだ保留されている領域あり。さらに、メキシコとカナダは、スーパーコア部品の「ロールアップ」計算に関する米国の解釈に反対する請願について勝訴した。 2021年はいくつかの労働調査が行われたが、それらは2022年まで継続され、自動車規則も強化されると予想される。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> コアパーツの問題を明確にし、カナダとメキシコのロールアップに関する解釈を指示し、労働規制の確実性を追求し、当社の競争上の優位性についてビジネスユニットを教育すること。 | <ul style="list-style-type: none"> USMCA White House USTR Congress |
| | | 日機輸 | (28) | USMCAの不透明 | <ul style="list-style-type: none"> 新しい「NAFTA」プログラム(USMCA)は、特に自動車製品に要求される要件の変更に関して、特定の製品および下請け業者の製造に影響を与える可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> USMCAの実施による影響の可能性評価において、ビジネスを支援している。 | |
| | | 日機輸 | (29) | 貿易協定の拡大検討 | <ul style="list-style-type: none"> 米国は現在、台湾およびインド太平洋経済枠組メンバーとの協定の目的を概説しています。以前の貿易協定はすべて保留されている。 例:ケニア、英国、TPP、フィリピンなど (内容、要望ともに変更) | <ul style="list-style-type: none"> 世界中の市場アクセスを拡大する米国の取り組みを支持する。 また、米国政府に関税引き下げの交渉を働きかけ。 | <ul style="list-style-type: none"> White House USTR Congress |
| | | JEITA | (30) | 不安定な航空貨物市場の中でのサプライチェーン設計 | <ul style="list-style-type: none"> 航空分野の市況はコロナ禍初期に比べ回復してきているが、急激に旅客便の需要が上振れし、貨物運搬スペース・航空運賃・リードタイムといった側面で不安定な状況が続いている。 また、日本と米国を結ぶレーンにおいても再開されていないものが散見され、長期の安定したサプライチェーン立案に支障をきたしている。 | <ul style="list-style-type: none"> 日本向け(日本発)貨物を増やすためにも、日本向けの貨物便、旅客便を増便しキャパシティを拡大する。 また日米間のレーンを再開し安定した価格とリードタイムを確保したい。 | |
| 12 | 為替管理 | 日機輸 | (1) | 通貨操作への対抗措置の懸念 | <ul style="list-style-type: none"> 通貨操作の定義を拡大し、これに対抗するための措置を講じるための議会と政権への支持が高まっている。米国は新しい自由貿易協定、および独立した法律の規定を求めている。米国の自動車セクターはこれらの措置で日本をターゲットにし続けている。 2020年1月現在、アンチダンピング・相殺関税(AD/CVD)は通貨操作をターゲットとして適用される可能性もある。 ベトナムは通貨操作のためにUSTRによる301調査の対象。 イエレン財務長官は米国財務省がこの問題の完全な管理を取り戻し、行動の可能性を低くすることを望んでいると説明。ベトナムとの交渉による合意により、他のアクションが起こる可能性が低くなっている。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 合衆国の管理および議会との合理的な通貨措置を支持する。アメリカの経済界に訴える。 アンチダンピング・相殺関税(AD/CVD)が商業的に間違った用途に使われない様、議会に働きかける。 | <ul style="list-style-type: none"> Congress Commerce USTR Treasury |
| 13 | 金融 | 日商 | (1) | 銀行のドルから円への無断換金 | <ul style="list-style-type: none"> ドル取引において、アメリカの顧客が代金をドルで送金したにもかかわらず、中継銀行が許可なく日本円に換金し、当社取引銀行に到着する。 取引銀行によると中継銀行であるモルガン銀行がドル→円に換金し送金しているとのこと。以後、顧客送金時に「Don't convert invoice」等文言を入れて予防している。 | <ul style="list-style-type: none"> 顧客が指定した貨幣で当社に送金されるように希望する。 | |
| | | 日機輸 | (2) | 個人宛小切手の入金処理の困難 | <ul style="list-style-type: none"> 例えば米国の税務当局が、過去米国にて就労し個人所得税を納付しており、本人の日本帰国後に一部所得税の還付があった場合には、個人宛小切手が発行される。 ただし、日本では小切手を受け入れる銀行は極限られており(SMBC信託銀行など)、受け入れられたとしても手数料が非常に高くつく。北米(米、カナダ)の会社等において代理入金という手段をとることは、数年前まではで | <ul style="list-style-type: none"> 不正防止の観点(Wire送金でも不正は防ぎきれないのが実態ではありますが)、効率の観点などから、小切手の文化をなくしていく動きはないものではないか。 | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----|-----|------------------------------|--|--|--|---|---|
| 13 | | | | | きたようだが、ここ1、2年では銀行のセキュリティ強化のためそれも難しい状況となっている。 (※ネット記事からの情報でしかないが、個人宛小切手が北米から送付された場合、入金処理ができずあきらめるケースも少なくないよう。) | | |
| 14 | 税制 | 日機輸 | (1) | 借入金に関する規制 | ・米国内国法人における、外国関係会社からの借入金が資本とみなされ、借入金にかかる支払い利息の損金算入が否認される。 また、一定規模の企業グループ内の借入に関する「適宜文書化」の義務が、借入認定のために新たに要求される。 (継続) | ・税制を緩和、または撤廃して頂きたい。 | ・内国歳入法IRC385条 |
| | | 日機輸 | (2) | 支払利息の損金算入限度 | ・2021年までEBITDA (Earnings before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization = 利払前・税引前・減価償却前利益) × 30%とされている支払利息の損金算入限度が、2022年以降はEBIT (Earnings before Interest and Taxes = 利払前・税引前利益) × 30%に改正された。 (継続) | ・企業の借入コスト増大につながるため、税制を緩和し、2022年以降についても国際的な規制と調和するEBITDA × 30%を損金算入限度額として頂きたい。 | ・米国連邦税法 ・内国歳入法 IRC163条 |
| | | 日機輸 | | | ・現在検討されている法案では、事業活動から発生するネット支払利息が「adjusted taxable income (ATI: 調整課税所得)」の30%を超える際に、超過額を損金不算入とする規定される予定。損金不算入額は無期限に繰延が認められるが、未使用枠の繰越は認められない。 この法案が通ると、日本やその他の国の会社が米国で投資をする際に、追加のコストが増え、米国へのインバウンドの投資にネガティブの影響を与えると予想される。 | ・本法案は撤廃して頂きたい。 | ・「支払利息損金算入制限(新Section 163(j))」の適用に関わる「Notice 2018-28」 |
| | | 日機輸 | (3) | 国外関連者への支払いに対する過度な税負担 | ・米国税制改正法では、BEAT (Base Erosion and Anti-Abuse Tax = 税源浸食・租税回避防止税) が導入され、米国法人の国外関連者への一定の支払いについて、課税所得計算から控除せずに調整課税所得を算出し、BEAT税率を乗じたミニマム・タックスを支払うことが必要となる。 BEAT税額の計算において外国税額控除の適用の効果が得られず、ロイヤルティ等の支払額が合理的なものであっても、ミニマム・タックス分は二重課税が生じる場合がある。 (継続) | ・事業実態のある取引に対してBEATが適用されてしまい、事業に制約が課されないよう、制度そのものを撤廃して頂きたい。 | ・米国連邦税法Section 59A |
| 日機輸 | (4) | リース用資産の税務上の償却費を課税対象とするBEAT税制 | ・2019年12月にBEAT (Base Erosion and Anti-Abuse Tax = 税源浸食・租税回避防止税) 税制に関する規則が最終化され、複写機のリース用資産にかかる税務上の償却費がBEAT税制対象となることが明確化された。 | ・ハードウェアのリース事業は、実業であるにも拘わらず、リース用資産の税務上の償却費がBEAT税制の対象になることにより、事業運営に影響を与えている。このことは税源浸食行為を防止するという本来の目的から逸脱するものと考えられるためリース用資産の税務上の償却費がBEAT税制の除外対象である税務上の売上原価に含まれるようにしていただきたい。 | ・内国歳入法第59A条 | | |

※経由団体: 各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|----|-------|-----|-----------------------------|--|---|---|
| 14 | | 日商 | (5) | 外国子会社合算税制における二重課税 | <p>・米国子会社の本業である不動産開発事業において設立する中間持株会社(LLC)に対して、事業から得た収益は全て米国子会社が吸い上げて適正に納税しているにも関わらず、当該LLCが得る収益を日本側で課税対象と判断して課税される。</p> <p>LLCは、倒産隔離やJVパートナーとの利益分配、担保設定順位の明確化など事業遂行に必要な機能を満たすために設立しているが、当該LLCの事務所の有無や出資比率など、現地の制度、商習慣を無視した基準で画一的に課税対象か否かを判断されている。</p> <p>(継続)</p> | <p>・画一的な基準をやめ、事業を行う上で必要な機能を有しているLLC等の組織は課税対象外としていただきたい。</p> | <p>・外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)</p> |
| | | 日機輸 | (6) | CAMTの適用対象の不合理、二重課税の懸念 | <p>・米国税制改正(Inflation Reduction Act of 2022)によりCAMT(Corporate Alternative Minimum Tax)が導入されることとなった。インバウンド多国籍企業の場合、CAMTの適用対象の判定には2つの要件があり、いずれの要件も満たす場合に適用対象となる。一度適用対象となった法人は、仮に後年に適用要件を満たさなくなっても法人の持分に変動があった場合や財務省が認める場合を除き、基本的に適用対象法人であり続ける。</p> <p>一過性の特殊要因によって、初年度に適用要件を満たす場合、現状のルールでは一旦適用対象になると適用対象から除外することは難しいと思われる、CAMTの適用対象法人であり続けることは過重な税負担及び実務の負担となる。</p> <p>また、CAMTとPillar 2の相互影響は不明であり、世界的に、Pillar 2を導入したら、二重の事務負担となり、また、CAMTとPillar 2の同時適用による二重課税の可能性も考えられる。</p> | <p>・一度適用要件を満たした法人であっても、毎年適用要件の判定を行い、要件を満たさない年度はCAMTの適用対象から除外するようにしていただきたい。</p> <p>・また、世界で統一の制度を導入することが望ましいと考えられ、今後、Pillar 2の導入に伴い、最終的に、CAMTを廃止すべきである。</p> | <p>・Inflation Reduction Act of 2022</p> |
| | | 日商 | (7) | 税額控除要件の米国優遇 | <p>・EVに対する税額控除の要件として、最終組み立てが北米で行われていること、同蓄電池で使用される重要鉱物について一定比率以上を米国で現地調達、米国がFTAを締結した国、北米でリサイクルされることが条件として出されているが、こうした政策はサプライチェーンを非効率にし、将来的なイノベーションの弊害となることが懸念される。</p> | <p>・税額控除の要件の緩和。</p> <p>・同盟国への優遇措置。</p> | <p>・インフレ抑制法</p> |
| | | 日機輸 | (8) | 外国税額控除規則による米国外から得た収入に係る二重課税 | <p>・2022年11月、財務省ならびに内国歳入庁(IRS: Internal Revenue Service)は、外国税額控除に関する新たな財務省規則草案を公表した。この規則は、米国の納税者が外国で課された適切な法人税(源泉税含む)に関する外国税額控除の適用を厳しく制限する。</p> <p>今回の規制は、新しいデジタル課税および外国で課される総収入を基礎とする税金等に対する外国税額控除を米国企業が適用することを制限する目的と理解しているが、実際、米国で100年以上控除可能であった多くの外国税額の控除可能性を制限または禁止することになってしまっている。</p> <p>具体的には、外国税法上の損金不算入規定が米国税法上の損金不算入規定と同様の原則に基づくものであれば容認されることになっているが、この判断は困難であり、今回公表された 厳格なセーフハーバーを適用するためには既存の契約や取引を再構築する必要がある。</p> | <p>・新規法案を撤廃し、2022年以前の制度に戻していただきたい。デジタル課税に係る控除に対する制限は、外国の法域によって課されたデジタル課税に限定されるべき。</p> | <p>・米国連邦税法Section 901, Section 960</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 | |
|----|------|-------|----------------|--|--|---|---|---------------|
| 15 | 価格規制 | 製薬協 | (1) | 医薬品価格の過度な抑制 | <p>・2022年8月、バイデン大統領署名、発効された「The Inflation Reduction Act」では、メディケア(高齢者向け公的医療保険)の対象品目の医薬品価格に関して、政府が製薬会社と直接交渉を行い、「最大公正価格」(MFP)として合意した価格がその後適用される規則が盛り込まれた。製薬団体PhRMAやBIO等が提訴すると見込まれている。</p> <p>本規則は、最初の承認取得後、低分子医薬品が9年、バイオ医薬品が13年で適用され、新薬の研究開発戦略に大きな影響を与え、イノベーションの阻害につながる可能性が懸念される。日本企業発の製品も対象となりうることから事業機会の損失にもつながる可能性がある。</p> | <p>・本規則施行後、過度な医薬品の価格の抑制および対象医薬品の拡大を阻止いただきたい。</p> | <p>・2022年8月16日バイデン大統領署名 Inflation Reduction Act of 2022</p> | |
| 16 | 雇用 | 日商 | (1) | ビザ取得・更新手続の規制強化 | <p>・ビザについて以下の問題がある。</p> <p>ー比較的社歴が浅い若手社員のビザ取得に苦労している。(ビザエージェントからの対応拒否、提出書類の増加、派遣計画見直し)</p> <p>ー万一、ビザ申請が却下された場合、その後無期限でESTAが使用できないと聞いており、今後の出張やプライベートでの渡米へ影響を及ぼす。</p> <p>ー就労ビザに紐づく家族ビザは、配偶者と子供にしか付与されないため、家族構成次第では駐在が難しい社員が出てきている。</p> <p>(継続)</p> <p>・H-1B VisaもしくはOPT保有の新卒者を採用しているが、H-1B Visaの年間発給枠に制限があり、発行・更新を申請しても抽選に漏れるという事態が生じており、安定的な雇用に支障を来している。</p> <p>(継続)</p> | <p>・若手社員の駐在を可能にすべく、就労ビザ要件を緩和頂きたい(Jビザ含む)。</p> <p>・ビザ申請却下によるESTAへの影響緩和(期限設定等)を検討頂きたい。</p> <p>・家族ビザの対象拡大(両親や兄弟等)も検討頂きたい。</p> | <p>・H-1B Visaの発給枠の拡大をお願いしたい。</p> | <p>・米国移民法</p> |
| | | 自動部品 | (2) | ビザ申請前のweb面接予約の煩雑化、問い合わせ窓口の不在 | <p>・パスポート返却の郵送料有料化に伴い、査証申請前のWeb上の面接予約の入力項目に「Ayobas Premium」というパスポートの返却サービス利用に関する入力項目が増えた。</p> <p>「Ayobas Premium」システムに関して、WEB上での修正が出来ない場合や配送先の不具合など修正依頼をする窓口がない。</p> <p>(内容、要望ともに変更)</p> | <p>・全体的に入力項目が多いなか、重複と思われる項目もあり、入力ミスや工数が軽減するためにも少なくとも重複する項目を統一して頂きたい。</p> <p>・「Ayobas Premium」システムの窓口を開設して頂きたい。WEB上で修正出来ない場合や、配送先の不具合などの修正をして欲しいなど、これらを相談、報告をする場を設けることにより、運用を改善して頂きたい。</p> | | |
| | 日鉄連 | (3) | ビザなし渡航に関する規制強化 | <p>・2016年1月21日、ビザ免除プログラム改定・テロリスト渡航防止法が施行。イラン、イラク、スーダンまたはシリアに渡航または滞在したことがある渡航者はビザ免除プログラム(ESTA)を利用して渡米することができなくなり、商用B Visaの取得が義務付けられた。日本から子会社への技術支援等の出張が柔軟に行えない等の影響が見込まれる。</p> <p>(継続)</p> | <p>・ビジネスでの訪問が明確な場合は例外とする等、柔軟な適応。</p> | <p>・ビザ免除プログラム ・テロリスト渡航防止法</p> | | |
| | 日機輪 | (4) | ビザ有効期間の不足 | <p>・Eビザで入国した場合、2年間の滞在許可が与えられるが、2年以上、米国から出国する必要がないことも多い。その場合、一度出国するか移民局で滞在延長の申請を行わなければならない、手間と費用がかかる。</p> <p>(継続)</p> | <p>・Eビザで滞在できる期間の延長。</p> | | | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|----|-------|------|------------------------|---|--|-----|
| 16 | | 日機輪 | (5) | 米国内のビザ更新手続の不可 | <ul style="list-style-type: none"> ・ビザ更新手続の際に第3国へ出国する必要があり、業務上の問題と子女教育の問題が生じる。 ・Eビザの場合は日本に限られている。その他のビザ(Lビザなど)の場合は、例外的に近隣のカナダ、メキシコでも手続が可能なようだが、基本的には母国で手続を行うのが原則となっているので、日本への一時帰国が必要。 →問題が生じるのが、出向期間が長い場合のみなので、クローズアップされにくい。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> ・第3国に出国しなくても更新できるようにして頂きたい。 | |
| | | 日機輪 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・米国赴任中に査証の期限が迫ると日本に帰国し、在日米国大使館で期限を更新する必要があるため、一時帰国しなければならない。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> ・赴任中は米国本国で査証の更新をできるようにして頂きたい。 ・日本における外国人の就労資格の延長に関しても、日本国内の入国管理局で可能となっているため、相互平等を要望する。 | |
| | | 日機輪 | (6) | 在日アメリカ省庁機関のビザ問い合わせの未対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・在日アメリカ大使館、コールセンター、カスタマーサービス等の在日アメリカ省庁機関では、現状、渡航予定者の状況に適したビザ種類、ビザ取得要否、ESTA(Electronic System for Travel Authorization=電子渡航認証システム)に関する問い合わせへ回答、対応されない。 ・ビザサービスデスクでは、ビザ面接時に面接対象でない同伴者の事前登録申請に対する対応が一貫していない。 (変更) | <ul style="list-style-type: none"> ・在日アメリカ省庁機関においても、ビザ種類、ビザ取得要否、ESTAに関する問い合わせに回答、対応頂きたい。 ・ビザサービスデスクにおいても、事前登録者申請に対する対応を一貫して頂きたい。 | |
| | | 日機輪 | (7) | Lビザ発給停止措置の実施リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・2021年3月まで、アメリカ第一主義を掲げるトランプ大統領の大統領令によりLビザの発給が停止されたことで、駐在員のビザ発給が難航した。バイデン大統領の就任によりその大統領令は取り下げられたものの、すでにトランプ氏は次期大統領選への出馬を表明しており、2024年の大統領選挙で再選された場合、同様のリスクが発生する可能性がある。 (変更) | <ul style="list-style-type: none"> ・就労ビザの常時発給。 | |
| | | 日機輪 | (8) | 入国審査に要する書類の不統一 | <ul style="list-style-type: none"> ・ビザと一緒に携行する書類(I-129S)について、入国審査官によって、提示のみの場合、コピーの提出が求められる場合、原本が必要な場合があり、対応にばらつきがある。さらに在日米大使館では原本は一部のみのため、原本を回収されては困る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・入国審査官による書類(I-129S)に対する対応を統一し、公表して頂きたい。 | |
| | | 日機輪 | (9) | 唐突な入国ルールの変更 | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、アメリカ政府は幾度も唐突な入国ルールの変更を行い、対応に追われた。現在も、以前として外国籍の人がアメリカに入国する際はワクチン接種証明書の提示が必要となっている。 ・また、他方で、キューバへの渡航歴がある者が突如、アメリカに入国できなくなってしまう、影響を受けた。現在、米中間で緊張が高まっていることで、更なる入国ルールの追加があるのではないかと懸念している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・米国入国ルールの安定化。 | |
| | | 日商 | (10) | 滞在許可延長手続の遅延 | <ul style="list-style-type: none"> ・移民局でのI-94(滞在許可)延長手続に8か月以上かかると聞いており、滞在期間等に影響を及ぼしかねない。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> ・手続の簡素化、及びスピード化を検討頂きたい。 | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|----|------------------|------|-----------------------------|--|---|--------------------------------------|
| 16 | | 自動部品 | (11) | パスポート期限に合わせたI-94発行 | <p>•例えばEビザの場合、入国時に2年有効のI-94(外国人の出入国記録情報)が発行されるが、パスポートの有効期限が2年以内に切れる場合は、パスポートの有効期限に合わせてI-94の期限を設定されてしまう。パスポートの更新は期限が1年未満になってからしか手続きできないことから、I-94がパスポートの期限に合わせて発行されると、パスポート更新後に改めてI-94更新手続きしなければならないが、米国に在りながらのI-94更新手続きは煩雑で、多くはその時点でI-94更新だけの出国&再入国が求められる。</p> <p>(継続)</p> | <p>•パスポートの有効期限にとられないI-94の有効期限の設定。</p> | <p>•米国移民法</p> |
| | | 日機輸 | (12) | ITIN申請手続きの厳格・煩雑 | <p>•2012年6月より個人用納税者番号(ITIN: Individual Taxpayer Identification Number)申請のための本人確認書類が非常に厳しくなった。配偶者が日本に滞在している場合は「戸籍謄本と国際運転免許証の組み合わせ」または「パスポート所持表明(ただし、在米日本大使館/総領事館でのみ発行のため、現実的でない)」、米国に滞在している子供の申請には、「戸籍謄本と国際運転免許証の組み合わせ」または「パスポート所持表明」が必要となっており、申請者の負担が大きくなっている。</p> <p>(継続)</p> | <p>•申請者の労力、及び書類入手のためのコスト増大を防ぐため、ITIN申請必要書類の簡素化をして頂きたい。</p> | <p>•IRS Newswire •IR-2012-62</p> |
| | | 日機輸 | (13) | 外国人転入者の国際運転免許証に関するジュネーヴ条約違反 | <p>•カリフォルニア州法では「州内に住居を定めた日から10日以内に州政府の発給した運転免許証を取得しなければならない」と規定されており、国外からの移住者にも適用される。日本及び米国はいずれも「ジュネーヴ条約」に加盟しており、本来、日本の国際運転免許証は赴任者についても有効であるが、カリフォルニア州法では「観光及び商用等の目的で訪米した短期滞在者に対してのみ有効」と解釈され、赴任者に対しても10日以内の運転免許証取得が求められる。日本から新たに米国に赴任する場合、住居の決定、SSN(Social Security Number=社会保障番号)の取得、免許取得のために必要な期間(筆記試験、実地テスト)等を踏まえると、10日以内に運転免許証を取得することはほぼ不可能である。カリフォルニア州法の解釈によれば、運転免許証が取得できるまで「運転不可」となるが、業務上、赴任者は即自動車の運転が必要なため、法律に則った運用が非常に難しい。</p> <p>(継続)</p> | <p>•日本の国際運転免許証を保有している移住者については、3ヶ月間は日本の免許証での運転を可能とする(3ヶ月以内に州政府の発給した運転免許証を取得する)等現実的に運転免許取得が可能な日数を期限として頂きたい。</p> | <p>•カリフォルニア州法 •ジュネーヴ条約</p> |
| | | 自動部品 自動部品 | (14) | 人件費高騰 | <p>•企業が発給をサポートしているグリーンカード、H-1B Visaに関して設定されるPrevailing Wageが人件費増加要因となっている。</p> <p>(継続)</p> <p>•労働者賃金の上昇率が高すぎるため、従業員の定着率が上がらず、当社の生産活動に影響を与えている。労働力不足、賃金高騰、高い離職率となっている。</p> | <p>•Prevailing Wageの金額の低減。</p> | <p>•米国移民法</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-------------|-----------------|------|--------------------------|--|---|-------------------------|
| 16 | | 自動部品 日機輪 | (15) | 人材確保の困難 | <p>・全米に広がっている労働力不足に関し、Kentucky州での影響は大きく、更にKentucky州では積極的にWarren County, Simpson Countyへの製造業誘致を行っていることで既に労働力が枯渇し、近隣製造業は全米平均を大幅に上回る昇給を行い続けていることでの大幅な賃金高騰、労働力の奪い合いが続いており、23年から24年に掛けて新たに進出してくる製造業が100名から最大2000名の雇用を行うことで人材確保が更に難しくなる。</p> <p>・人員の採用が困難。オペレータ、エンジニアともに人員不足感があり、品質問題や生産改善に手が回っていない。</p> | <p>・労働人口の大幅改善を期待するが、それに合わせたインフラ改善も同時並行で必要となる。</p> <p>・また、全米平均を大きく上回る高い賃金で労働力確保を行っておる大企業への規制強化、更には移民受け入れ等を加速していることは理解するが補助金制度の更なる充実と言語問題・技術研修等のインセンティブ充実も要求したい。</p> <p>・労働市場の改善。</p> | |
| 17 | 知的財産制度運用 | 日機輪 | (1) | 先行技術の開示義務の重い負担 | <p>・特許出願の特許性について重要な情報(先行技術)を開示する義務に伴う文書提出の負担が出願人にとって非常に大きい。</p> <p>特に対応外国案件の特許庁(日本、欧州及びその他の国)において引用された引例に関しては、案件番号だけでなく公報や文献そのもののコピーを提出しなければならない、必要となる手間、時間、代理人費用等のコストが非常に大きい。</p> <p>(継続)</p> | <p>・外国特許庁の引例に関しては、出願人を介在せずに特許庁同士で情報交換する仕組み(ドシエシステム)を利用することで、出願人が重要な情報を開示する際の文書の提出を不要としていただきたい。</p> | ・米国連邦規則第37巻規則1.56(a)(1) |
| | | 日機輪 | (2) | 業務負担が大きい発明者宣誓書及び譲渡書の提出義務 | <p>・特許法115条では発明者による宣誓を行うこと及び提出することが規定されているが、発明者個人に宣誓書に対する署名を求める行為は多大な労力を要する。</p> <p>また、US出願前に職務発明または譲渡が完了し、雇用主に帰属している件に対しても譲渡書を取得しなければならない、多大な負担となっている。</p> <p>このような宣誓書の提出は他国主要特許庁では求められていない。</p> <p>(継続、要望変更)</p> | <p>・出願要件から除外していただきたい。</p> | ・米国特許法115条 |
| | | 時計協 | (3) | 意匠権取得に係る問題点 | <p>・表面陰影を要求されるため、基礎出願(日本)の意匠図面を援用することができず、新規事項(ニューマター)とみなされるリスクがある。</p> <p>(継続)</p> | <p>・表面陰影の要求緩和を希望する。</p> | |
| | | 日機輪 | (4) | 知的財産制度運用の未整備 | <p>・WIPOデジタルアクセスサービス(DAS)を利用した優先権書類の電子的交換が意匠出願に関して、2020年1月1日以降運用開始されているはずが、当時出願した案件が最近登録査定となるにつれ、優先権書類の不備というOA(拒絶理由通知)が発行されるようになってきた。</p> <p>代理人を通じてUSPTOに確認するものの、ハードコピーの提出を求められる状況となっている。</p> <p>(継続)</p> | <p>・JPOから再度制度の徹底をUSPTO側に要望していただきたい。</p> | |
| 19 | 工業規格、基準安全認証 | 医機連 医機連 | (1) | 規格への対応の複雑化 | <p>・地域、国によって異なった様々な規格が増えてきている上に複雑化しており、小さい企業では対応しきれなくなっている。</p> <p>・規格の増加と複雑化に伴い、販売先の企業より、自社製品の対応だけで手一杯であり、弊社製造製品の法規制管理まで出来ないとのことで、販売を打ち切られたものも出てきている。</p> | <p>・世界的な規格、法規制の統一化。</p> <p>・世界的な規格、法規制の統一化</p> | ・MDR等 |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|--------------|-------|-----|-----------------------|---|--|---|
| 19 | | 医機連 | (2) | SNAP規則による安全規格の代替規格未決定 | <p>・米国環境保護庁(EPA)が管轄するSNAP規則において、現在、HC冷媒を使用する研究用冷蔵・冷凍機器には安全規格UL471 Supplement SBの適用が義務付けられている。</p> <p>しかし、ULは2024年9月29日をもってUL471はUL60335-2-89に置き換える(UL471は廃止)ことを公表している。一方で、EPAは、SNAP規則の中で、HC冷媒を使用する研究用冷蔵・冷凍機器に適用するUL471 Supplement SBを今後何の安全規格に置き換えるかはまだ公表していない。製品の用途から、UL61010-2-011になる可能性もある。</p> <p>置き換えられた安全規格への適合確認はかなりの期間を要すると推測される。よって、十分な移行期間を設定しなければ、HC冷媒を使用する研究用冷蔵・冷凍機器の販売に多大な影響が出る。</p> | <p>・代替規格を早く公表する。</p> <p>・代替規格の施行に伴い、十分な移行期間を設定する。</p> | ・SNAP規則 |
| 22 | 環境問題・廃棄物処理問題 | 日機輸 | (1) | 難燃剤の含有禁止規則 | <p>・ワシントン州のより安全な製品規則で、最初の優先化学物質と優先消費者製品の案が2021年4月に決定されたが、電機電子機器に関わる優先消費者製品『電気電子機器のデバイスケーシング』の優先化学物質として、『有機ハロゲン系難燃剤』および5種の『リン酸系難燃剤』が挙げられている。</p> <p>有機ハロゲン系難燃剤はかなり幅広い設定で、何百以上の難燃剤が該当し、有害ではない物質も規制される。またリン酸系難燃剤は、他国ではまだ電気電子機器への禁止はなされていない。もしこれらの難燃剤は電機電子機器業界ではかなり使用されており、このまま規制されると大きな影響を受けることになる。</p> <p>また2021年11月には、デバイスケーシング中の有機ハロゲン系難燃剤を規制することが妥当との報告書が公開された。しかしながら当局が実施したリスク評価方法が不備があり、適切なリスク評価を行った上で規制する有機ハロゲン系、およびデバイスケーシングを限定すべき(パブコメで電機・電子4団体、CTAからも意見書提出済み)。</p> <p>2022年12月にはドラフトが公表され、屋内使用製品は2025年からTVとディスプレイが禁止、それ以外は2026年から禁止。一方屋外使用製品は2024年から情報提供。</p> <p>→製品カテゴリーで異なる禁止日が設定されたものの、依然として全ての有機ハロゲン系難燃剤と全ての製品が対象である。2023年2月5日までのパブコメで、電機・電子4団体、CTAから意見提出予定。</p> <p>(変更)</p> | <p>・『有機ハロゲン系難燃剤』は、規制対象物質を限定する。『リン酸系難燃剤』は規制しない。</p> <p>【電機・電子4団体意見書の骨子】</p> <p>①規制対象のHFR(有機ハロゲン系難燃剤)を限定すべき。</p> <p>－HFRを一括で規制するのではなく、報告書のTable 3. Organohalogen flame retardants (HFRs) with existing hazard assessmentsに限定するとともに、最低4年の猶予期間を設けることを要望。</p> <p>②規制対象のエレキ製品の外筐を限定すべき。</p> <p>－人・環境へのリスク評価を行ったうえで、リスクの大きい製品に限定すべき。</p> <p>－規制対象のEEE筐体をNY州ディスプレイ規則S4630Bに整合(コンシューマー向けディスプレイに限定)させることも適切。</p> | ・Safer Product for Washington |
| | | 日機輸 | (2) | 不適切で広範な化学物質の規制化 | <p>・現在米国においては、有機フッ素化合物(PFAS)規制化の動きが活発である。特に各州における規制が連邦に先行しており、2021年7月にはメイン州においてAn Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollutionが成立し、下位規則の制定作業がメイン州当局により進められている。</p> <p>また、カリフォルニア州では、2022年9月に繊維成形品へのPFAS禁止法が成立した。更にワシントン州、ニューヨーク州、ニューハンプシャー州、ミシガン州、ミネソタ州、ニュージャージー州、ヴァーモント州などにおいても</p> | <p>・連邦政府と州政府には、整合のとれたPFAS規制化を実施して頂きたい。</p> <p>・その際には、少なくとも、対象化学物質のCAS登録番号指定、科学的なリスク評価と、代替可能性評価に基づく対象の指定と適切な猶予期間の設定などを行って頂きたい。</p> | <p>・An Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollution https://legislature.maine.gov/legis/bills/getPDF.asp?paper=HP1113&item=1&snum=130</p> <p>・PFAS Strategic</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|----|-------|----|-----|--|---|--|
| 22 | | 日機輸 | | | <p>PFAS規制法案が提案されている。</p> <p>これらに共通した問題点として、規制対象物質がクラス規制されることでCAS登録番号などでの明確な指定がない点や、対象製品が十分なリスク評価や代替可能性の検討を行わずに指定されている点が上げられる。連邦政府の動きとしては、米国環境保護庁(EPA)が2021年10月にPFAS Strategic Roadmap: EPA's Commitments to Action 2021-2024を公表しており、今後このロードマップに沿った規制化が検討されていく模様だが、先行している州法との整合性がとられるのかどうか非常に懸念される。</p> <p>これらの問題点が適切に解決されない場合、産業界の対応が非常に困難となり、規制そのものが有名無実化する恐れもある。</p> <p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メイン州で、PFAS(フッ素化合物)の規則が2021年7月15日に公布。数千以上のフッ素化合物を含む物質群であるPFASを一括に対象として、2023年からPFAS含有情報の届出を要求し、その後2030年からPFAS含有製品を禁止するもので、このままでは代替はもとより含有確認さえ困難で、電気・電子機器(EEE)事業者にとって順法できない。 少なくとも以下の規制緩和が必要。 <ul style="list-style-type: none"> －EEEの除外 －規制対象PFASの限定 －情報提供方法の簡素化 －猶予期間(少なくとも4年) <p>2022年6月から施行規則の策定が本格化。10月14日に公布された2ndドラフトでは、微細な修正がなされたものの、依然PFAS全体が規制対象となっており、産業界への影響は変わらない。また情報提供期限が、申請書を提出した個別企業に6か月延期を与えられたが、対応できる状態ではない。</p> <p>(内容、要望とMに変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベル/ポリフルオロアルキル化合物(PFAS)の使用を規制する州法に基づき、2023年1月1日より、州内で販売される意図的にPFASが添加された製品の製造業者に対し、以下の内容を記載した通知書を局に提出する義務が課されている。 <ul style="list-style-type: none"> －製品の簡潔な説明 －製品(製品コンポーネントを含む)にPFASが使用される目的 －製品に含まれる、化学物質のCAS登録番号で識別される各PFASの量 －製造者の名前と住所および連絡先 －本項の要件を実施するために必要なものとして規則に従って局が定めた追加情報 <p>PFASの使用について、正確な情報を報告できるレベルまで調査を尽くすことが困難であり、特に各PFASの量(絶対値)の特定が非常に困難である。</p> | <p>・電機・電子4団体、及び現地工業会と連携して緩和に向けたロビー活動を実施予定だが、援護いただけると助かる。実行可能な規則にするため、METI様およびJETRO様からメイン州当局へアプローチしていただく予定。</p> <p>・他の国・地域(例えばEU)の規制と整合した規制となるよう制度の見直しを求めている。</p> <p>・製造業者が調査をするために十分な時間をとることができるよう、報告期日を見直していただきたい。</p> | <p>Roadmap: EPA's Commitments to Action 2021-2024 https://www.epa.gov/pfas/pfas-strategic-roadmap-epas-commitments-action-2021-2024</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AB-1817 Product safety: textile articles: perfluoroalkyl and polyfluoroalkyl substances (PFAS). ・130th MAINE LEGISLATURE, FIRST SPECIAL SESSION-2021, No. 1503 ・Public Law c. 477, An Act To Stop Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances Pollution (LD 1503, 130th Legislature) |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----------------|----------------|-----|-------------------|--|---|--|
| 22 | | 日機輸 | (3) | TSCA改訂最終規則の課題 | <ul style="list-style-type: none"> 2022年3月にTSCAの改訂最終規則が公布され、PIP(3:1)を含む成形品は、2024年11月1日までの適用延期が認められる見込みでスペアパーツや現在米国に流通している製品も対象となっているなどの残課題もある。2023年春に公布される予定の新しい規則に反映すると期待するが不明確。 | <ul style="list-style-type: none"> スペアパーツの除外、製造日起点での規制日設定。 | <ul style="list-style-type: none"> TSCA |
| | | 日機輸 | (4) | リサイクルシンボル禁止の過度な要求 | <ul style="list-style-type: none"> カリフォルニア州で、製品および包装に、リサイクル可能と誤認を招くリサイクルシンボルを禁止する規制が採択された。日本のブラマーク、欧州やアジアの規制で表示が義務付けられている多くのリサイクルシンボルの表示が不可能となる。規制は当局がリサイクル可能材のリストを発行してから18か月後に強制となる。電気電子製品の包装は他地域共通の仕様になっており、これらの包装の表示を全て米国専用のデザインに設計変更することはメーカーにとって大きな負担となる。 (変更) | <ul style="list-style-type: none"> 既に設計済の製品および包装は規制対象外として頂きたい。また、海外の規制で表示が求められているマークは規制対象外として頂きたい。 | <ul style="list-style-type: none"> CA州 SB343 An act to amend Sections 17580 and 17580.5 of the Business and Professions Code, and to amend Sections 18015 and 42355.5 of, and to add Section 42355.51 to, the Public Resources Code, relating to environmental advertising. |
| | | 日機輸 日機輸 | (5) | 包装材への規制強化 | <ul style="list-style-type: none"> 2024年1月18日より、州内に販売される硬質プラスチック容器は少なくとも10%のリサイクル材を使用する。今後順次リサイクル材使用率を拡大し、最大50%まで増加。先行するカリフォルニア州法よりも硬質プラスチック容器の定義が広く、部品トレイなど、多大なEEE包装材が対象となる。そもそもこの規則は、食品容器など不法に廃棄されやすい容器を対象としたものであり、不法投棄のリスクが少ないEEE包装材を対象とするべきではない。 2024年ごろから、カリフォルニア当局がリサイクル可能と判断した包装材材料について、チェイシングアローシンボル等のリサイクル可能と解釈される可能性のあるマークの表示が禁止される。包装材はグローバルで共通化されることが多く、他国向けのチェイシングアローシンボルも禁止になると、米国専用で包装材の設計をする必要があり、コストが大きく跳ね上がるだけでなく、製品の管理が煩雑になるなど、産業界に混乱を招いている。また当局がリサイクル可能材料を公表するのが2024年1月1日ごろとされており、その18か月後には本規則を遵守するため、対応期間が短すぎる。 | <ul style="list-style-type: none"> EEE包装材を対象外としてほしい。 少なくともカリフォルニア州法と整合してほしい。 他国向けチェイシングアローシンボルは表示可能としてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ニュージャージー州硬質プラスチック容器へのリサイクル材使用規則 S2515 カリフォルニア州包装材表示規制SB343 |
| 23 | 諸制度・慣行・非能率な行政手続 | 日機輸 | (1) | データフロー既定の貿易協定への採用 | <ul style="list-style-type: none"> USMCAと日本とのフェーズ1には、個人情報保護、電子的手段による情報の国境を越えた転送、コンピューティング施設の場所を扱うデジタルトレードの章が含まれる。USTRは、これらの規定をインド太平洋経済枠組み(IPEF)、WTOのeコマース、EU TTCのワーキンググループに反映させたい意向がある。GDPRと欧州のデータ保護法の影響により、国際的枠組みで合意が妨げられる可能性がある。 (変更) | <ul style="list-style-type: none"> USTRにデータフローとデジタル取引言語が、インターネット協会の会員だけでなく、あらゆる種類の企業に影響を与えることを説明。 | <ul style="list-style-type: none"> White House USTR |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|---------------|-------|-----|-----------------------|---|---|---|
| 23 | | 日機輸 | (2) | WTO電子商取引ルール策定 | <p>・WTO JSI / Eコマースの交渉はCOVID-19により後退したが、現在、76の加盟国がレビュー及びコメントできる公開テキストを提出。意見や法的枠組みの違い(特に米国、EU、中国の間)はあるが、少なくとも限られたコンセンサスをもたらす可能性のあるいくつかの強力なテーマがある。 (継続)</p> | <p>・日米政府及びグローバルデータアライアンス等の業界団体との連携を継続し、テキストが可能な限り将来性のあるものにする。</p> | <p>・White House ・Japan & EU governments ・WTO statements</p> |
| | | 日機輸 | (3) | 米国-EUデータ転送フレームワークの不存在 | <p>・バイデン政権と欧州委員会は、EU-米国のプライバシーシールドプログラム合意に代わる覚書に署名した。ただし、その作業は未完了のままであり、発効前に欧州議会の承認を受ける必要がある。そのため、大西洋を横断するデータの流れは引き続き不確実性に悩まされている。 (内容、要望ともに変更)</p> | <p>・商務省と USTR が代替データ転送プログラムを最終決定するよう奨励する。</p> | <p>・Commerce ・USTR</p> |
| | | 日機輸 | (4) | 半導体露光装置輸入時のFDA審査遅延 | <p>・半導体露光装置は、輸送時に厳密な温湿度管理が必須であり、装置が現地空港に到着後、速やかに温調車に搭載し、客先に輸送を行っている。米国においては半導体露光装置を輸入する際、到着した現地空港にてFDA審査の実施が義務付けられおり、FDA承認無しには装置を空港から輸送することが出来ない。 このFDA審査の所要時間が予測不可能であることから、客先への輸送日程並びに搬入作業日程に支障を来している、客先での搬入作業には専門の搬入業者の手配を行っているが、FDA審査遅延のため搬入日程の変更を余儀なくされ、専門業者の再手配が必要となるケースが発生している。 また、自社で輸送を手配する際には、温調倉庫や温調車を必要日数以上、確保する必要があり、輸送コスト増にも繋がっている。 ※本件は、これまでも提案しているものの改善がみられない。(2023年1月時点) (内容、要望ともに変更)</p> | <p>・FDA審査のプロセス改善し、事前承認もしくは即日完了が可能なようにしていただきたい。</p> | |
| 24 | 法制度の未整備、突然の変更 | 日機輸 | (1) | ロビー活動への登録方法変更の懸念 | <p>・議会は、外国企業がロビー活動に登録する方法を変更することを検討中。 下院では、外国影響開示法が下院の委員会から可決されたが、上院での2つの別々の法案の違いにより、再び立法措置が行き詰まった。短期的にはコンセンサスが得られる可能性は低い、まだいくつかの反復が存在し、再び発生することが予想される。ただし、司法省は、執行能力を向上させるために一方的な措置を講じることがある。 (継続)</p> | <p>・いくつかの提案は、当社を含む、米国の外資系企業に大きな不利益をもたらす可能性あり。議会は、米国の子会社が国内の対応会社と同じ権利を擁護する権利を有することを確認する必要あり。</p> | <p>・Congressional Statements</p> |
| | | 日機輸 | (2) | 連邦法と州法との規制内容の不一致 | <p>・例えばカリフォルニア州法と米国連邦法で同様の規制に対して要求事項や対象の定義が異なる場合がある。 (継続)</p> | <p>・共通規制にして頂きたい。</p> | <p>・CA州TITLE 20 APPLIANCE EFFICIENCY REGULATIONS / DOE Energy Conservation Standards for Battery Chargers</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|----|-------|-----|--------------------------|--|--|---|
| 24 | | 日機輸 | (3) | ウイグル強制労働防止法における課題 | <p>・2021年12月にウイグル強制労働防止法が成立し、新疆ウイグル自治区産品の輸入規制が強化され、米国に製品を納入する顧客などから遵守要請や調査依頼を頻繁に受けるようになってきているが、</p> <p>①サプライチェーンを原材料レベルまで遡っての調査には膨大な工数がかかる。</p> <p>②中国での本格的なDDを実施するには、中国政府の対抗措置や中国での不買運動につながるリスクが想定される。</p> <p>(継続)</p> <p>・前回の議会で、ウイグル強制労働防止法が署名され、施行が開始された。当初、強制労働によって生産された製品として対象となるのは太陽光発電シリコンと綿のみだが、最近ではその製品群にアルミニウムが含まれるようになり、その他の重要な鉱物も含まれる可能性がある。</p> <p>企業が税関・国境取締局(CBP)による押収の対象になると、非現実的なタイムラインで大量の情報を作成する必要がある。ほとんどの企業は単に荷物を返品している。これにより、サプライヤーの1つがCBPの対象になった場合、将来的に当社にとって重大なサプライチェーンの問題が発生する可能性がある。</p> <p>(継続)</p> <p>・2021年12月に米国ウイグル強制労働防止法が成立して、新疆ウイグル自治区産品、及び 新疆ウイグル自治区出身の労働者が働いている新疆ウイグル自治区以外の中国企業製造の製品の米国輸入規制が強化され、米国得意先などから遵守要請、調査依頼を頻繁に受けとるようになってきた。また、米国空港、港で米国税関で差し止められる製品がアルミニウムにも拡張されているニュースも入っているが、</p> <p>①Tier 1のサプライヤー以前の原材料までに遡っての調査は不可能に近く、多大な労力と時間がかかる。</p> <p>②中国での本格的なサプライチェーンの調査を実施するには、中国政府の対抗措置、不買運動につながる可能性がある。</p> <p>・強制労働を企業として許容せず、その撲滅に対し尽力するのは当然ではあるものの、新疆ウイグル自治区からの輸入品が強制労働で生産されたものでないと企業が明白に証拠を示すことができない限り、同自治区が関与する産品輸入は原則禁止するとされているが、明確な基準の提示がない場合、サプライチェーンの混乱、リソース不足など事業への影響が懸念される。</p> | <p>・今後は、左記法令の運用動向に目を配っていただくと共に、人権労働コンプライアンスに関するデューデリジェンスの実施手法や実施範囲に関する有益な情報を随時にご教示いただきたい。</p> | <p>・ウイグル強制労働防止法</p> <p>・米国貿易協定法(Trade Agreement Act)</p> |
| | | 日機輸 | | | | <p>・対象商品リストへの包括的な追加に反対し、既存のエンティティリストへの変更ができるだけ早く公開されるようにされるべき。</p> | <p>・Congress</p> <p>・Commerce</p> <p>・CBP, and USTR</p> |
| | | JEITA | | | | <p>・疑わしいポリシリコン、アルミニウム等が含まれた製品ということだけで全てを米国港、空港で差し止めするのではなく、de minimisルールを採用をいただきたい。</p> | <p>・ウイグル強制労働防止法</p> |
| | | 日商 | | | <p>・透明性のある予見可能な審査基準の制定。</p> <p>・審査基準運用に関するガイドライン等の周知。</p> | <p>・ウイグル強制労働防止法(UFLPA)</p> | |
| | | 日機輸 | (4) | 米中対立に関連する法規制の日本企業への影響の懸念 | <p>・米中対立に関連する各種法規制(通商法301条、国防権限法、輸出管理改革法(ECRA)、外国投資リスク審査近代法(FIRRMA)等)により、関税の上昇や輸出管理手続きの複雑化/長期化、新興技術の輸出の制限、外国企業による対米投資規制等が発生しており、米国で活動する日本企業の収益性圧迫や、技術開発、生産といった事業活動への影響が懸念される。</p> <p>(継続)</p> | <p>・日本企業として米国で円滑に事業を運営できるように、関連する法規制に関する情報をタイムリーに提供いただき、対策を検討いただきたい(必要に応じてワシントンDCでの情報収集やロビー活動等も検討したい)。</p> | <p>・通商法301条</p> <p>・国防権限法</p> <p>・輸出管理改革法(ECRA)</p> <p>・外国投資リスク審査近代法(FIRRMA)等</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|----|-------|-----|----------------------------|--|---|-----|
| 26 | | 自動部品 | | | ・LA/LB港の混雑により遅れや抜港が相次いだ為に、リスケジュールや在庫保管場所の確保に苦慮した。また、トランスシップの場合は(ダイレクト船以外)2ndshipの動静も確認しなければならないため、調整業務に莫大な時間を費やした。 | | |
| | | 日機輸 | (2) | 港利用税の徴収、回避による物流の遅延・混雑 | ・アメリカの港を利用する場合に発生する港利用税徴収回避のため、一部の貨物をカナダ(バンクーバー)を利用して対応しており、輸送リードタイムが伸びる。 また他社も同様の対応をするため、バンクーバー港が混雑し、更にリードタイムが伸びている。 リードタイム増加:10日-30日 | ・アメリカ港利用税の撤廃。 ・バンクーバー港および鉄道への接続インフラの整備。 | |
| | | 自動部品 | (3) | リチウム電池の船舶輸送に関する規制強化 | ・米国沿岸警備隊(USCG)が船舶、港湾、荷主、規制当局に対し、危険物規制(49CFR)・IMDGコードの車両輸送要件の包括的見直しを実施。従来より航空輸送の規制は強化されていたが、さらに船舶輸送について強化されれば、国際輸送の手段がほぼなくなる危険性がある。 | ・国際輸送における規制緩和。 ・国際輸送に耐えうるリチウムイオン電池の開発。 | |
| | | 日機輸 | (4) | トラックドライバー不足による輸送費用の高騰、物流遅延 | ・全米で5万人ものトラックドライバーが不足すると言われる昨今、タイムリーな陸上輸送が困難となりつつあり在庫を低減しにくい一方で倉庫費用も上昇し負担が大きくなりつつある。 さらに、CA州では、2035年までにすべてのトラックをゼロエミッションにしようという目標を掲げており、その一環として現在登録されているトラックの29%(6,000台)が旧式エンジンを積んでいるため2023年1月1日よりLALB港での作業に従事することができなくなった。ドライバーの不足によりトラック費用が高騰し、物流遅延も頻発している。 | ・ドライバー不足の解消。 ・トラック輸送の代替ルートの整備:閉鎖中の北部方面等のレールを復旧し、貨物ルートを増やす。 | |
| | | 自動部品 | (5) | コンテナ開梱・貨物盗難被害増加 | ・LAX港から配達先までの鉄道輸送途中に、コンテナが開けられシールが貼り替えられる被害が2022年に3回発生した。コンテナに積載されていた品目は主に自動車部品で、一部の貨物は開梱されていたが盗難されることはなかった。今後も繰り返し発生する場合、強化シールの取り付けを検討予定。 | | |
| | | 日機輸 | (6) | 物価高騰 | ・材料費、購入品の価格高騰により、損益の悪化。 | ・インフレ抑制政策の継続。 | |
| | | 日機輸 | (7) | 材料確保の困難 | ・材料(樹脂)不足により、治工具製作納期が長期化している。生産準備に支障がでている(直近の例:ECTコイル)。 また、半導体などに代表される電子部品の遅れも顕著であり、設備製造に遅れが増えている。 | | |

注:【○】は、各個社の事業において重要度のある問題、早急に解決して欲しい問題を表します。

※経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

メキシコにおける問題点と要望

| 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|-----------------|-------|-----|---------------|--|----|---|
| 9 輸出入規制・関税・通関規制 | 日鉄連 | (1) | 輸入関税率の変更・引き上げ | <ul style="list-style-type: none"> 2019年2月1日、一般関税措置の引き上げ終了。 2019年3月26日、鉄鋼および鉄鋼二次製品186品目を対象として、15%のMFN税率を再導入。 2019年9月22日、鉄鋼および鉄鋼二次製品228品目を対象として、一般関税率の引き上げ延長を実施。対象製品の細分化がなされた(注)。一部製品を除き、2021年9月から段階的に税率が引き下げられ、多くの品目で2024年8月22日に無税となる。 (注)これに対応する形で11月22日、既存の輸入自動通知制度の対象品目リストを更新する旨の官報が公示。11月25日より措置が施行されている。 2020年11月17日、2020年末から適用される新関税率表を発表、HSコードが合計10桁に変更。既存の原産品登録で用いられているHSコードが新コードと上8桁で異なる場合は、旧コードが複数の新コードに分かれる場合のみ、経済省への届け出が必要になる。 2021年11月22日、鉄鋼の一般(MFN)関税再引き上げ。2021年9月より、15%から10%へ一時的に引き下げられていたが、再度15%が適用されることに(2022年6月29日以降、段階的な引き下げを予定)。 2022年6月29日、MFN(最恵国)関税率(一般関税率)が10%に引き下げられる予定だった鉄鋼・同製品112品目について、15%の税率を2023年5月末まで延長。 (変更、要望削除) | | <ul style="list-style-type: none"> DOF: 22/11/2021, DECRETO por el que se modifica la Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación. DOF: 29/06/2022, DECRETO por el que se Reforma el diverso por el que se modifica la Tarifa de la Ley de los Impuestos Generales de Importación y de Exportación, publicado en el Diario Oficial de la Federación el 22 de noviembre de 2021. |
| | 日鉄連 | | | (改善) <ul style="list-style-type: none"> 2010年2月9日、一般関税率の変更とPROSECの改定に関する政令を施行。一般関税率に関しては、2012年1月以降は一部品目(5%)を除き、0%となる予定。(但し、2010年1月1日に関税撤廃となっていた鋼材が、品目に応じて3%、5%、7%の何れかとなった。) 2011年1月1日、PROSEC(自動車向け3%、電器向け5%、電子向け0%等の優遇関税が適用されるスキーム)に関しては、2010年2月10日に一般関税が変更となった品目について、PROSEC対象から削除された。これによって、一部の鋼材で日墨EPAに基づく用途別免税制度を活用することとなる。 2012年1月1日、2010年2月9日に施行された政令に従って、一般関税率が0%に引き下げ。 2012年2月、全国鉄鋼会議所(CANACERO)、全国金属機械工業労働者組合(SNTIMMSA)が2012年からMFN関税を概ねゼロとすることを定めた2010年2月9日付官報公示政令の適用停止を求めるアンパロ(違憲訴訟)を起こした。 2012年6月29日、関税撤廃措置の執行停止裁定の判決が確定。裁判所は経済省に対し、2011年時点の関税率に戻すことを命じた。 2012年8月1日、2010年2月9日に引き下げられた一般関税率を0%から3%に引き上げた。 2015年10月8日、スラブ、厚板、熱延鋼板、冷延鋼板、線材など97品目の一般関税を180日間15%へ引き上げ。 2016年4月5日、同措置をさらに180日間延長。 2016年10月7日、同措置をさらに180日間延長。 2017年4月6日、同措置をさらに180日間延長。 2017年10月17日、同措置をさらに180日間延長。 2018年6月5日、鉄鋼および鉄鋼二次製品186品目のMFN関税を2019年1月31日まで15%へ引き上げ。 | | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|---|----|------------|-----|-----------------|---|--|---|
| 9 | | 日鉄連 | (2) | アンチダンピング措置の濫用 | <ul style="list-style-type: none"> ・2017年11月14日、日本・イタリア製の厚板に対するアンチダンピング調査を開始。 ・2019年4月30日、クロの最終決定。日本:US\$0.238/kg、イタリア:US\$0.023/kgのアンチダンピング税を賦課。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> ・措置の撤廃。 | |
| | | 日鉄連 | (3) | アンチダンピング措置の長期継続 | <ul style="list-style-type: none"> ・2000年11月10日、継目無鋼管へのアンチダンピング税賦課開始。 ・2006年10月4日、1回目サンセット見直しで措置継続。 ・2012年4月20日、2回目サンセット見直しで措置継続。 ・2016年10月18日、3回目サンセット見直しで措置継続。 ・2021年12月14日、4回目サンセット見直しで措置継続。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> ・措置の撤廃。 | |
| | | 日鉄連 日鉄連 | (4) | 輸入モニタリングの煩雑 | <ul style="list-style-type: none"> ・1998年9月、鉄鋼製品の輸入に対する牽制及び価格維持による国内産業保護を目指すもので、メキシコ経済省が特定輸入品の価格を特別監視。輸入者は輸入価格を経済省に申請し、指定の検査会社が船積前に書類・現品確認等を行い経済省に報告し、I/Lが発給される。事前承認の検査コスト、煩雑な手続きを嫌がる輸入者も多い。廃止を求める声強いが当面継続の様相。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> ・輸入モニタリング制度の撤廃ないし手続きの簡素化。 ・手続きの明確化。 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済省が定める貿易に関する一般規則と基準 ・経済省貿易細則 |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|---|----|-------|------|------------------------|---|--|---|
| 9 | | 日機輸 | (5) | 通関手続きの煩雑・遅延・不統一 | <ul style="list-style-type: none"> 担当者により、通関手続・必要書類の要請が異なり、現品到着までに多くの時間と作業ロードを強いられる。最終的に輸入部品を没収されたケースもあり。 (継続、要望変更) 部材の輸入時における税関もしくは通関業者に提出しないといけない書類が多く、工数がかかる。また追加で提出求められる書類も多々あり、輸入に想定以上の時間がかかることがある。 (継続) 輸入時に税関もしくは通関業者に提出しないといけない書類が多く工数がかかる。 また追加で提出を求められる書類も多々あり、輸入に想定以上の時間がかかることがある。 －インボイスの西訳版 －輸出者がRFCを保持していない宣誓書等 | <ul style="list-style-type: none"> 業務手順の統一化と迅速化の推進。 簡素な輸入制度の整備。 簡潔な輸入制度の整備。 | <ul style="list-style-type: none"> 行政手続き一般 |
| | | 日機輸 | (6) | 税関のデータベースの管理の煩雑 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての輸出入通関申告書が税関によりデータベース化され、それと同じデータベースを自社で構築、保持する事が義務付けられているが、税関のデータベースが当社申告、承認済みの通関申告書と異なる(税関によるデータベースが正しく構築されていない)。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 正確なデータベースの構築。 | <ul style="list-style-type: none"> Customs Law Article 6 IMMEX Decree Customs Law Article 162 Tax Federal code Article 67 |
| | | 日機輸 | (7) | 日墨EPA原産地判定方式の煩雑 | <ul style="list-style-type: none"> FOB価格に対して国産比率50%の付加価値(円)の立証が必要だが、日・墨のEPAはチリ、オーストラリア、タイが採用しているCTC方式と異なり、VA&CTC組合せで原産地判定しており多大な工数が必要となっている。(内容、要望ともに変更) | <ul style="list-style-type: none"> 方式の変更、簡素化を希望。 | <ul style="list-style-type: none"> 日墨EPA |
| | | 日機輸 | (8) | アジアからの輸入製品に対するFTA申請非適用 | <ul style="list-style-type: none"> アジアからの製品輸入にFTA税率が適用されない。現地の税関は当社の第3国に所在する別会社から発行したラインボイスを受け入れないため、FTAを適用せずに関税を支払っている。 | <ul style="list-style-type: none"> 現地の税関に、第3国に所在する別会社から発行したラインボイスでFTAを適用するようにして頂きたい。 | |
| | | 日鉄連 | (9) | PILEX制度の一部変更 | <ul style="list-style-type: none"> 2000年11月より、NAFTA域内での完結取引とそれ以外を差別化させる目的で、NAFTA域外からの資材・構成部品輸入でNAFTA域内に最終製品が輸出される場合に輸入関税を賦課。 一時輸入期間は最大150日で最終製品の輸出後60日以内に製品の輸出関税と資材等の輸入関税の差額支払が義務付けられる。付加価値税(IVA)は賦課されない。 (継続) | | |
| | | 日機輸 | (10) | 鉄鋼製品の輸入許可取得の厳格 | <ul style="list-style-type: none"> 鉄鋼製品輸入時に都度、経済産業省に輸入許可の取得が必要だが、微小な文言の不一致(空白がない、句読点がない等)や書類の解像度の違い等で、すぐに差し戻しされ、数日間浪費される事。 (継続) | <ul style="list-style-type: none"> 一度過去に取得した許可は一定期間許可を不要とするような包括許可設定。 | <ul style="list-style-type: none"> Foreign trade rule of Ministry of Economy Annex2.2.1 |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|----|-------|------|----------------|---|---|--|
| 9 | | 日機輸 | (11) | メキシコ認証ラベル貼付義務 | <p>・2020年のメキシコ公式規格(NOM: Norma Oficial Mexicana)の省令改定・強化により、NOMへの適合が求められる対象品目が拡大された。当規格では一般消費者向け商品には情報表示(NOMに適合した情報表示(商品ラベル)の貼り付け)が義務付けられ、対象品の輸出者にとっては大幅な工数増・コスト増を伴う。価格競争力低下を懸念。 (内容、要望ともに変更)</p> | <p>・対象品の見直し。当初食品への規制からスタートしたもの。機械部品への必要性を再検討いただきたい。 ・また“輸入者”でのラベル貼付に関して規制の緩和(貼付期限の延長)をお願いしたい。(現状は輸入後30日以内にラベル貼付け必要→現実的に不可、コスト高)</p> | |
| | | 自動部品 | (12) | USMCAの規制条件の厳格化 | <p>・北米自由貿易協定からUSMCA(米国・メキシコ・カナダ協定)への再協定に伴う規制条件の厳格化により、自動車の原産地率の引き上げや自動車産業における最低賃金要求などの限定要因が業績悪化の一因となっている。 (変更)</p> | <p>・原産地率、最低賃金要求等厳格化された規定の緩和。</p> | <p>・米国・メキシコ・カナダ協定 USMCA: Article_2(Product-Specific Rules of Origin for Motor Vehicles) and the Product-Specific Rules of Origin in Annex 4-B-Chapter 4, Article 6 and 7</p> |
| | | 自動部品 | (13) | USMCAのRVC引き上げ | <p>・USMCAが要求する域内付加価値基準(RVC: Regional value contents)は年々増加し、当社利益押し下げの一因となっている。</p> | <p>・RVCの見直し。</p> | |
| 14 | 税制 | 日機輸 | (1) | 移転価格文書の検証対象期間 | <p>・現地の移転価格税制上、期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。また、更正された場合のペナルティも非常に高い。 (継続)</p> | <p>・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。</p> | <p>・Article 86 and 216, Mexican Income Tax Law</p> |
| | | 自動部品 | (2) | 支払い利息に対する課税 | <p>・2020年度税制改正により、規定を超える支払利子については損算入が認められないこととなる。メキシコ現法への資金供給手段として親子ローンを行っているため、税負担の増大による収益の悪化が懸念される。 (継続)</p> | <p>・支払利子制限の撤廃又は緩和。</p> | <p>・メキシコ法人税制</p> |
| | | 日機輸 | (3) | 法人税におけるインフレ調整 | <p>・法人税算定において貨幣性資産・負債にインフレ調整がなされ、資産負債の差額が負債超過の場合にはインフレ調整益として課税所得に加算される。 在庫や固定資産を借入金で賅っている場合、インフレ調整益となり、課税所得に加算される結果、PTU(労働者分配金)を加えた実効税率37%を超える税負担率となる。換言すれば、借入見合いで棚卸資産、固定資産を有していると、インフレが続く限り、一定額の税金を納付しなければならない。 (継続)</p> | <p>・会計と同ルール(3年累計26%超で適用)の導入を希望する。</p> | <p>・LEY DEL IMPUESTO SOBRE LA RENTA Artículo 44, 45, 46</p> |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|------|-------|---------------|--|--|--|---|
| 14 | | 日機輸 | (4) | 法人税算定における為替差損益 | ・法人税はペソをベースに算定されるが、USD等の外貨借入がある場合、ペソ安の場合には為替差損を認識する。一方、ペソ高の場合には為替差益を認識することになり、インフレ調整益と合わせて非常に大きな税金負担となってしまう。 (継続) | ・ドルベースでの税務申告を希望する。 | |
| | | 日機輸 | (5) | IVA(VAT)還付の遅延・源泉IVAに係る処理 | ・当社ではIVA還付残高が増加傾向となっており、スクラップの仕入れに係るIVAが要因である。本IVAについては、通常の仮払IVAとは異なり、仮受IVAと相殺できず、本源泉IVAを納付したうえで、還付手続きを取る必要がある。 結果として、還付手続き遅延と相まって、IVA還付未収金が増加しており、運転資金に多大な影響を及ぼしている。 (継続) | ・以下、3点を希望する。 －IVA還付の迅速化 －源泉IVAの相殺可 －2019年に廃止となった他税目との相殺の復活 | ・LEY DEL IMPUESTO AL VALOR AGREGADO Artículo 1o.-A. |
| | | 日機輸 | (6) | 「実質的支配者」文書化制度の文書化の困難 | ・2022年度の税制改正において、「実質的支配者(UBO:Ultimate Beneficiary Owner)」文書化制度が導入された。この制度の下では「実質的支配者」の氏名、国籍、居住地、納税者番号、住所等の連絡先を文書化しなければならない。 在墨日系法人のうち、親会社の上場している場合、「実質的な支配者」はその上場している親会社の個人株主等も含まれることになる。無数にいる親会社の個人株主の個人情報を収集ことは現実的ではない一方、税務当局から求められた場合上記の情報の開示が義務付けられている。 | ・親会社の上場している場合の「実質的支配者」の文書化の要件を現実的に対応可能な程度に簡素化。 ・対応方法に関するガイドライン等の制定。 | |
| | | 自動部品 | (7) | 電力使用に対する間接排出への課税の可能性 | ・2023年よりグアナフアト州で環境税が開始。CO2排出および産業廃棄物のトン当たり排出量に対して課税。 現在は直接排出に対する課税のみであるが、24年以降は電力使用に対する間接排出にも課税される可能性があり、早急にグリーンエネルギーへの転換が必要とされる。 | | |
| | | 日機輸 | (8) | 関連者取引の開示 | ・メキシコ所得税法は、一定の規模の売上高を超える企業には、取引のある関連者ごとの詳細な財務情報の提出を求めている。 | ・他国でもあまり例をみない範囲の情報粒度であり、本規程の削除あるいは縮小を要望する。 | ・メキシコ所得税法(LISR)76-A |
| 16 | 雇用 | 日機輸 | (1) | 就労ビザ・在留許可証の取得、更新 手続の煩雑・遅延 | ・駐在員のビザ取得に時間がかかる。政権交代以降、行政業務の遅延が更に進み、改善の兆しが見えない。 (継続) | ・就労ビザ取得に要する時間を短縮して欲しい。 | ・査証制度の運用 |
| | | 自動部品 | | | ・駐在員の在住許可証の取得、更新に非常に時間がかかる。 更新申請期間中の海外渡航に都度特別な申請が必要となる。 (期限切れ30日前からしか申請を受け付けられないにも関わらず、出入国管理局は申請受付から30日以内に発行できない) | ・ルールに基づいた正しい運用。 | |
| | 自動部品 | (2) | 国税庁のFIEL登録の困難 | ・新規に赴任した者は、所得税申告の為に税務当局に出向いてFIEL(個人特定IDのようなもの)及びパスワードを登録する必要がある(更新はWEBで可能であるが、初回は国税庁(SAT)に行く必要あり)。 特に我々の居住するSLPではFIEL登録の為にSATの予約が困難な状況で、既に予約をトライし始めてから6か月予約が取れない状況。(予約枠がすぐに埋まり予約できない) | ・新規登録のWEB対応。 | | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 | |
|----|------|-------|-----------------|--|--|--|---|--|
| 16 | | 日機輸 | (3) | 前近代的な労働者利益分配金制度 (PTU) | <ul style="list-style-type: none"> 雇用面では、従業員の業務評価・能力に関わらず、企業利益の一部を従業員に均等に配分するPTU制度 (利益分配法) により、従業員への適正な評価ボーナス制度の構築が難しい。 またPTUにより、公平な雇用環境も損なわれる恐れがある。PTU 制度は健全な競争環境を阻害するものであるとも言え、廃止して欲しい。 労働法により、税引前利益の10%が当該年度に在籍した従業員に分配されることが決められている労働者利益分配金制度 (PTU) がある。 <p>結果として、従業員の評価に関わらず、在籍日数及び賃金レベルでの追加報酬が支払われる仕組み。</p> <p>2022年より制度が変更となった。PTU分配額に上限を設け、①「給料の3か月分」あるいは②「過去3年のPTU受領額平均額」のいずれか高いほうと変更された。</p> <p>本件につき、政府からの周知が不十分であり、会社の決定事項ではないにも関わらず、従業員が会社に不満を持つ要因の一つとなり、政府の対応に疑問がある。</p> <p>また、従来通り上限を設けずに支給した企業もあり、企業により対応が異なるような制度であり、これも従業員の不満の一部と考えられ、改定内容の解釈が統一されていない。(政府の制度説明が曖昧なため、コンサル/弁護士等の解釈も曖昧でクリアでない)</p> <p>法律改定の説明が不十分/不明瞭。</p> | <ul style="list-style-type: none"> PTU制度の廃止又は改正。 制度のルール明確化。 周知徹底。 | <ul style="list-style-type: none"> PTU制度 労働法 | |
| | | 自動部品 | | | | | | |
| | | 日機輸 | (4) | 人材派遣の原則禁止による雇用制限 | <ul style="list-style-type: none"> 商戦期における店頭販売員の増員(派遣)など、事業環境に応じた労働力の柔軟な調整が制約されることとなった。 施行後、実施までの期間が短く、改正法への対応に追われるとともに専門サービスの範囲などが明確でなく混乱が生じた。 <ul style="list-style-type: none"> “New labor law reform about outsourcing”により、人材紹介会社などを通じて派遣労働者及び従業員を雇用することが出来ないため、当社の生産・販売活動に影響が生じる可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 改正法の施行前に定義の明確化と十分な準備期間を設けて頂きたい。 従業員の採用に関する法令の見直し。 | <ul style="list-style-type: none"> The Mexican Federal Labor Law (FLL) regulates employment relationships in Mexico. The last substantial amendments to the FLL were on 1 May 2019 (“2019 Reform”) and 23 April 2021 (“2021 Reform”) Labor Laws issued by Ministry of Labor and Social Welfare | |
| | 自動部品 | | | | | | | |
| | 日機輸 | (5) | 有給休暇増による人員確保の困難 | <ul style="list-style-type: none"> 有給休暇増に伴う、労務費の増加と有給取得時の代替生産人員の確保。 | <ul style="list-style-type: none"> 繁忙期等、企業活動に影響を及ぼさないような柔軟な制度に改善してほしい。 柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。 | | | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----------------|-------|-----|---------------------------|--|--|--|
| 16 | | 自動部品 | (6) | 運転免許証の取得・更新の困難 | ・2021年末ごろより、サンルイスポトン州の運転免許制度が変わり、外国人の免許取得/更新に非常に時間がかかるようになった。 メキシコ人の免許更新手数料を無料にしたことから、免許更新事務所が長蛇の列となり、外国人は並んでも途中で列から外される等、時間がかかる。予約して行っても更新できない等、理不尽な状況が継続している。 また、運転免許の更新期限日より前に更新に行くと、更新期限が切れてから来るように言われ、理不尽な状況。 | ・免許取得/更新制度、事務所対応方法の改善。 | |
| 17 | 知的財産制度運用 | 時計協 | (1) | 税関での水際取締に係る問題点 | ・税関差し止め通知に基づく差し止め申請期間が実働3日しか認められていない。認証と公証を求められるため、3日では対応できない。 (継続) | ・認証・公証を不要とすること。 ・認証・公証を必要とするなら申立期間を10日にすること、及び権利者の申し立てにより更に10日の延長を認めてほしい。 | |
| 19 | 工業規格、基準安全認証 | 日機輸 | (1) | 国際規格の独自運用 | ・国際規格をベースにメキシコ規格が作成されているが、他国とは適用規格が違う品目がある。また、運用が不透明。新規則・規格の施行に際し、対象製品や製品側の対応期限の詳細を問い合わせても回答がない。 また、IFTの認可リードタイムが他国と比較し非常に長く、スムーズな上市の障害となっている。 (内容、要望ともに変更) | ・国際規格との完全な整合性・運用規則の明文化。 ・対象製品についての猶予期間の設定と明文化をして頂きたい。 ・また、IFTの認可発行リードタイムを短縮して頂きたい。 | ・品質インフラストラクチャー法(製品安全、IFT無線規制) |
| 20 | 独占 | 自動部品 | (1) | 国営電力会社の独占・高コスト | ・電気産業法(Ley de la Industria Electrica)法により民間企業は国営電力会社(CFE: Comisión Federal de Electricidad)とライセンス契約をしなければ事業活動が出来ない。結果、メキシコのエネルギーコストが高く、当社の生産活動に影響を与えている。 ・電気産業法(Ley de la Industria Electrica)法により民間企業がGreenエネルギーを提供する事が出来ない。 | ・規制の緩和。 ・安価な電力の供給。 ・安価なGreen電力の購入。 | |
| | | 自動部品 | (2) | 鉄道輸送サービスの寡占 | ・メキシコの鉄道輸送サービスはFMX(フェロメックス)・KCSM(カンザスシティ)の2社寡占。その寡占状態による物流品質の低さと、低速運行・断続的な停止時に発生する盗難被害の多発が問題である。 | ・FMX/KSCM両社の物流品質改善・監視、並びに盗難(治安)対策。盗難対策は、特にバヒオ地区⇒Veracruz・米国の国境。 | |
| 23 | 諸制度・慣行・非能率な行政手続 | 日機輸 | (1) | 行政手続きの遅延 | ・法人の代表者を登録するのに行うPoder Notarialという手続きなどを含め、行政手続き一般に時間がかかる。 (継続、要望変更) | ・行政手続の簡素化、早期化。 | ・行政手続き一般 |
| | | 日機輸 | (2) | 農業登録、家庭用殺虫剤登録に関わる許認可作業の遅延 | ・農業登録、家庭用殺虫剤登録に関わる許認可は、通常申請から登録まで9ヶ月を要するが、場合によっては特段の理由なくして2年以上を要することがある。審査完了予定についてのアナウンスもないため、販売準備活動に適時に取り掛かれない。 また住所変更等の軽微な事項についても受理までに数か月を要するなど、他社をも含めた業界全体が抱える問題の一つである。 | ・当局による審査スピードを改善するとともに、審査完了時期の目安を教えて欲しい。 | ・NOM-045-SSA-1993 “Pesticides, Products for Agricultural, Forest, Livestock, Garden, Urban and Industrial Use” |
| 26 | その他 | 日機輸 | (1) | 道路輸送サービスの不足・高コスト | ・メキシコの内陸輸送は、米国より3割高いと言われる国内輸送コストの高止まりと、低い輸送品質・安全品質が指摘されている。 | ・前者については外資規制の緩和による改善。後者については幹線道路の保全と労働基準法に対応したインフラ作り、速度や過積載への取締り管理が求められる。 | ・外資規制:道路・橋梁・自動車交通法(Ley de Caminos, Puentes y Autotransporte Federal)第6,8,9,11条 |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

| | 区分 | 経由団体※ | No | 問題点 | 問題点内容 | 要望 | 準拠法 |
|----|-----|-------------------------------|-----------|--|--|--|--|
| 26 | | 日機輸 | (2) | 港湾の能力不足 | ・自動車産業の輸出を支える港湾として、メキシコ湾側のベラクルス港があるが(輸出車両の6割が同港から輸出)、メキシコにおける完成車生産量が増加する中、同港の輸出入車両用保管ターミナル・自動車専用船が寄港する岸壁キャパシティの不足が懸念されている。 | ・十分な完成車保管ターミナル・専用船寄港岸壁インフラキャパシティの提供。 | |
| | | 自動部品 | (3) | 郵便物の紛失、遅れ | ・郵便局を使って送った送付物が届くのが遅い、また実際は規制品ではないが税関で勝手に規制品と判断され、抜き取られているケースもある。クーリエ便だと上記問題は起きないが高コスト。またクーリエ便だと税関が中見を検査する際に中の書類も一緒に切ってしまうケースも数件発生。 | ・郵便サービス及び税関業務の改善、職員への正しいルール周知の徹底。 | |
| | | 自動部品 JEITA 自動部品 | (4) | 治安の悪化 | ・殺人は前年に比べて減少傾向ではあるが、強盗・窃盗は増加傾向にある。また警備やセキュリティ対策はしているが工場への侵入も発生している状況である。 (継続) ・たびたび輸入コンテナが盗難されてしまう。もしかするとカルタ・ポルテ(Carta Porte)制度を悪用されて、トラックコンテナが狙われているのではなかろうかと疑ってしまうほどである。 | ・更なる地元警察による監視体制の強化。 ・カルタ・ポルテ(Carta Porte)制度が悪いというコメントではないが、悪用されない運用を求めたい。 | ・Jetroリンク参照 https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/3782a06fbf16c1db.html |
| | | | | ・麻薬組織の対立および国を挙げて組織の弱体化を進めている事で、それに対する報復が活発化している。データ上は日本人を狙った犯行は減っているものの、犯罪や抗争に巻き込まれる可能性は上昇しており、行動場所や時間に対する配慮が更に必要となっている。 | ・更なる地元警察による監視体制の強化。 | | |
| | 日機輸 | (5) | 米墨国境封鎖リスク | ・不法移民等の政治・外交上の問題による国境封鎖のリスクが付きまとい、部品調達・製品供給に支障をきたす恐れがある。 (継続、要望変更) | ・国境封鎖発生時に経済・産業活動への影響を緩和するための措置の整備。 | | |

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

2023 年版
各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望

2023 年 10 月

連絡先： 日本機械輸出組合
通商・投資グループ 和田、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail tohshi@jmcti.or.jp

<https://www.jmcti.org/>

<https://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

禁無断転載